

---

**開会宣告**

---

**議長（波岡玄智君）** ただいまから、平成 23 年第 2 回浜中町議会定例会を開会いたします。

---

**開議宣告**

---

**議長（波岡玄智君）** これから、本日の会議を開きます。

---

**日程第 1 会議録署名議員の指名**

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第 1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 118 条の規定により、議長において 1 番田甫議員及び 3 番鈴木議員を指名いたします。

---

**日程第 2 議会運営委員会報告**

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第 2 議会運営委員会報告をします。

本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。

5 番成田議員。

**5 番（成田良雄君）** （口頭報告あるも省略）

**議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本件は、委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。  
これで報告を終わります。

---

### 日程第3 会期の決定

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第3 会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日より16日までの2日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日より16日までの2日間と決定しました。

---

### 諸般報告

---

**議長（波岡玄智君）** これから、諸般の報告をします。

まず、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般報告を終わります。

---

### 行政報告

---

**議長（波岡玄智君）** 以後の日程に先立ち、町長職務代理者から行政報告の申し出がありました。これを許します。

副町長。

**副町長（松本 博君）** 本日、第2回浜中町議会定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

先の臨時会から本日までの主なる行政報告を申し上げさせていただきます。

(行政報告あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** 引き続き、教育委員会から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

教育長。

**教育長(松本 賢君)** 教育行政の主なものについて御報告申し上げます。

(教育行政報告あるも省略)

---

#### 日程第4 発議案第4号 特別委員会の設置について

---

**議長(波岡玄智君)** 日程第4 発議案第4号を議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

**議事係長(箱石雄彦君)** (発議案第4号 朗読あるも省略)

**議長(波岡玄智君)** お諮りします。

本案は、提案理由の説明、質疑、討論を省略し6人の委員で構成する広報調査特別委員会を設置することとし、所要調査事項について、閉会中の継続調査とすることに決定したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、本案は、6人の委員で構成する広報調査特別委員会を設置することに決定しました。

さらにお諮りします。

ただいま設置されました広報調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により議長において、1番田甫議員、2番石橋議員、3番鈴木議員、6番中山議員、7番川村議員、8番竹内議員の6人を指名したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**議長(波岡玄智君)** 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました6人の諸君を広報調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

---

## 日程第5 一般質問

---

**議長（波岡玄智君）** 日程第5 一般質問を行います。

通告の順に発言を許します。

7番川村議員。

**7番（川村義春君）** 通告順に基づき一般質問をさせていただきますが、その前に職員として在籍時に意見反映できなかったことに反省を込めまして質問をさせていただきますと思います。

質問事項は、災害に強いまちづくりを目指してであります。

平成20年7月に一部修正を行い、本年1月に発行した浜中町地域防災計画は、住民の生命、身体及び財産を自然災害や事故災害から保護するため、防災関係機関がその機能の全てをあげて災害に強い町づくりを進めるためにつくられたものですが、本年3月11日発生の東日本大震災を教訓に、本町の地震・津波災害対策計画などの見直しが必要と思われます。以下見解を一項目ずつ求めたいと思います。

まずはじめに、高台がない地域の緊急一時避難場所への避難方法は、車を利用するほかないので避難先を特定すべきと思いますがいかがでしょうか。また、防災計画の別表11の施設に霧多布湿原センターを加えてはいかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 災害に強いまちづくりを目指してのご質問の一項目、高台がない地域の緊急一時避難場所への避難方法は、車を利用するほかないので避難先を特定すべきと思うがどうか。別表11の施設に霧多布湿原センターを加えてはどうかの質問にお答えいたします。

浜中町地域防災計画では基本的な考え方といたしまして、津波・高潮・波浪等の緊急一時避難場所ということで、近くの背後の高台としております。津波からの避難の原則は、言うまでもありませんが、一刻も早く近くの高い所へ徒歩で逃げる事が命を守る第一の方法ですが、それぞれ地域の特性や車も大きな財産の一つであるということ。それから、冬季間や荒天時等の寒さ対策、避難の後の移動に便利なこと。只今ご質問にありましたとおり、近くに高台がなく徒歩では非常に困難な地区などの関係で車を利用して避難される方が多い実態があるわけでございます。具体的には実態に即した形という

ことで、浜中町地域防災計画の335ページにそれぞれ基本原則で言われています徒歩で避難する方と止むを得ず車で避難する方の二つの区分で緊急一時避難場所を記載し、その中に霧多布湿原センターも記載しております。そのような形で毎年避難訓練も行っておりますし、実際の津波警報等発令の際は、避難しております。暮帰別・新川・仲の浜・琵琶瀬地区の一部につきましては、近くの高台といっても6キロメートルも7キロメートルもありますので、車を利用して避難するしかありませんというのは、ご質問のとおりでございます。その中で避難場所を特定すべきということですが、例えば元琵琶瀬地区の方は、琵琶瀬展望台側へ避難しておりますし、川中琵琶瀬の方は、琵琶瀬の橋が問題なければ琵琶瀬展望台側と湿原を通して湿原センター側へ避難される方、茶内方面へ避難される方に分かれているかと思えます。新川・暮帰別地区の一部の方と仲の浜地区の方につきましては、ほとんど湿原センター方面、茶内方面へ避難されていますので、ほぼ特定されていると考えております。また、緊急一時避難施設に霧多布湿原センターを加えてはということですが、現在策定しております浜中町地域防災計画335ページ別表11の緊急一時避難施設設定の考え方につきましては、霧多布湿原センター方面、茶内方面や、霧多布の湯沸山方面に車で避難できない時や津波到達予想までに避難出来るいとまがない場合を想定していますので、浜中消防署の建物、霧多布高等学校、総合体育館を指定しております。現在指定している3カ所については、500年間隔地震津波を想定した場合、浸水予想区域に入っていますので、今後検討しなければならない問題ですが、近くに高い建物、高台がないということで、鉄筋コンクリート造りで2階建・3階建の堅牢な建物ということで設定しております。また、別表10の指定避難所としても浜中消防署を除いて指定しております。特に付け加える必要は無いと考えていますが、500年間隔地震で想定される津波や3月11日の大きな津波等を鑑みまして、今後全体的な地域防災計画の避難場所・避難施設のあり方の見直しの中で検討していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 町の防災計画335ページに緊急一時避難場所が表で示されていますが、徒歩で避難する方、止むを得ず車で避難する方に分けていますが、これはどちらでも良いということなんですよね。堅牢な建物のない仲の浜・川中琵琶瀬・新川・暮帰別を含めてですが、車でしか実際逃げられない所です。ましてや漁師の方が多い地域については、複数の車両を有しており、それも一つの財産であります。不動産であれ

ば不可能ですが、車を利用して逃げるというのが、実態として現実的な対応だと思われ  
ます。20年の3月に防災マップが作られています。避難路として赤い矢印が示され  
ております。これでいきますと新川の一部・仲の浜・川中琵琶瀬については、湿原セン  
ターの方へ逃げるようになっていきます。曖昧な記載の仕方でなくて、はっきり車で避難  
するとしてしまったらどうか。有事の際は例えば茶内の消防団に依頼して霧多布方面へ  
侵入してくる車を規制し、MGロードを一方通行化すると、非常にスムーズに車が流れ  
る。湿原センターまでなら10分程度で逃げられますし、500年間隔地震の津波につい  
ては、18分位で到達するとなっていますから避難場所にし、落ち着いてから茶内コミ  
ュニティセンターの方に避難をするとしてはどうか、再度検討していただきたいと思  
いますが、その辺いかがでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 335ページで二つの避難方法を表現していますが、基本  
原則徒歩で避難するというのは、昔から言われていることで、この度の震災、奥尻島の  
津波の際にもかなり議論されたところでありまして、車で逃げたがゆえに津波に流され  
た方がいる一方、車で速やかに逃げれて助かった方もおります。浜中町の地域の特性に  
あわせて、曖昧な設定ではなく、車の避難方法を研究している学者の意見なども取  
り入れながら、二つの避難の方法を防災計画に載せたところがございます。そうは言っ  
ても、仲の浜地区、琵琶瀬の一部、新川・暮帰別地区の一部は避難する高台まで6～7  
キロメートル、車で10分位かかりますので、おのずと車で避難されます。湿原センタ  
ーも避難所として開放しておりますが、先ほど言った緊急一時避難施設とはちょっと違  
うのかなと思います。これから浸水予想地域に建っている避難所を関係機関、関係者と  
協議して検討して行きたいと考えています。一方通行については、湯沸山の道路につ  
いてもそういったご意見があります。警察に確認したところ交通ルール上良いとはして  
いません。本州では電光掲示板を設置し、交通誘導員等を配置して危険が伴わないよ  
うにして、一方通行を認める事例の報道がありました。その辺も研究しながら今後検討し  
ていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 大体のところは解りました。MGロードを一方通行化するとい  
うのは非常に難しいということですが、緊急時、災害時については、わざわざ津波の押  
し寄せる所に向かっていく車両を守ることがまず大事ですので、消防団等と連携

をとって対応が可能ではないかと思えます。逃げ易くするという事で検討していただきたいと思えます。避難所の関係については、解りました。仲の浜、琵琶瀬、新川の一部については、車でしか避難できないという確認して、この地域の方は、茶内方面に確実に逃げるということを徹底させていただきたい。今後見直しの際には是非入れていただきたいと思えます。

次の質問に移りたいと思えます。車ででの避難に際して、5月臨時会で質問しましたが、橋桁との段差解消用砂袋の設置を目的とした道路占用許可申請書の提出はお済になったでしょうか。これまでの経緯と許可の見通しをお聞かせいただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長

**総務課長（上田幸作君）** 只今の車ででの避難に際して橋桁の境目に段差ができた場合ということで5月の臨時会にご質問をいただきました。臨時会の後に釧路総合振興局釧路建設管理部厚岸出張所へ景観に配慮した図面を持参して設置場所や設置方法について、道路占用できるかどうか確認してきました。

結論といたしましては、厚岸出張所としては理解できるとし、道路占用許可が可能であろうという回答をいただいております。ただ一般の人が来て土嚢を設置することについては、厚岸出張所で判断できないので釧路の本庁の方と相談したい。については、正式な延長、寸法を記載した図面を作成していただきたいということで協議を終えています。図面が作成され次第釧路へ行って了解を得たいと思っております。その図面が一日できましたので、早急に協議して道路占用許可がおりましたら、寿磯橋の両サイドに設置するような形で進めたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 5月の臨時会から1ヶ月ぐらいで、一生懸命努力いただいているなというのが見えます。仲の浜、琵琶瀬、新川の西側については、全体で144世帯、423人が住んでいます。避難路になっている寿磯橋に段差がついたら、逃げるところがないということで、しつこくお願いしてきたわけですが。正式な図面ができ建設管理部厚岸出張所に行かれるということで期待をしております。一日も早くその地域に安心を与えるように努力をしていただきたいと思っております。土嚢を積んでも車両が通れないといった事態もあると思えますが、最近車の中に常にライフジャケットを積んでいる町民の話をお聞きしました。それでもしこの400世帯の地域の方がライフジャケットを装備すれば有効なのかどうか問われるのですが、その辺の考え方をお聞きしたいと思

ます。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 只今お話のありましたライフジャケットを着て避難することによって、車両の運行が困難なときに津波が襲ってきた際にヘルメットとの組み合わせによっては有効と考えます。3月11日の震災での亡くなられた方の調査では、当初水死が多いのではということでしたが、圧死や打撲も多いと報道されています。津波だけに留まらず、川の氾濫地域でも用意した事例の記憶もあります。防災計画の見直しの中で、関係機関や防災の専門家のお話が聞けたらと考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** このライフジャケットについては、ちょっと調べたのですが、まず有効性というのは、水に浮くことができる。発見されやすくなる。避難時の安全性を高める。大津波が引いた後の行動を容易にする。民間人による救助の可能性を広げる。蛍光色であれば夜間の被災の場合に生存率を向上させる効果がある。ということで有効性があるので、防災計画に取り入れてもらいたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。緊急一時避難施設及び指定避難所の新設について伺います。以前から要望しておりました仲の浜地域に、鉄筋コンクリート造り3階建ての緊急避難施設として、防災タワーの建設を将来構想として総合計画に盛り込む考えがあるか伺いたい。1階は、素通し、2階は集会室、3階は、避難所として食料や毛布等の備蓄室、屋上にはヘリポートを備えた堅牢な施設。これ以上の頑丈なものであってもよろしいかと思えます。6～10メートル位のものでなければもたないと思えます。また、琵琶瀬高台に雨風がしのげる指定避難施設の設置希望がありますので、併せて計画する考えがあるか伺いたい。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 只今の緊急一時避難施設の指定、指定避難所の新設についてのご質問でございますが、先ほどからありますとおり、新川の一部、仲の浜方面、琵琶瀬橋までの地域はそれぞれ三ヶ所の橋で囲まれた地域でございます。高い建物等も近くにありませんので、日頃から非常に不安な思いで生活されていることと思えます。以前から要望のありました緊急避難施設としての避難ビルや避難タワー等の建設について、只今のご質問につきましては、鉄筋コンクリート造り3階建の建物ということで、

将来構想として総合計画に盛り込む考えがないかというご質問であります。津波避難タワーというものを平成27年度に一基、平成29年度に一基、場所は決めておりませんが仲の浜地区、琵琶瀬地区に事業費一基当たり3,800万円で総合計画では、盛り込んでいます。イメージで申しますと先の議会でも申し上げましたが、酪農展望台のような感じで、支柱が太くて基礎も深く、重量鉄骨造りで震度7の地震でも耐えられる構造となっており、高さは6メートルから7.2メートルから7.3メートルで収容人員が50人から70人ということで、本州の三重県、徳島県、和歌山県に既に設置されています。これはまだ実際には使われてはいませんが、仲の浜地区の海拔とあわせると10メートル弱で5～6メートルの津波が押し寄せている間はこのタワーでやり過ごすことができるということを目的として考えています。ただ検討しなければならないのは、積雪寒冷地であり、真冬であれば1～2時間程度しか耐えられません。500年間隔地震津波は8メートル以上とされており、その見直しも検討されています。避難タワーの建設は必要かと思いますが、質問のありました3階建で耐えられるのかという疑問もあります。参考になる例として三重県にある錦タワーという5階建のタワーがあります。それは円錐形のタワーで堅牢なもので、備蓄倉庫、避難所を備えております。担当者としては、色々検討しなければならないと思います。地域防災計画の浸水予測の変更もありますので、見直しの中で十分検討していかなければならないと考えております。琵琶瀬高台に雨風の凌げる指定避難施設の設置についても検討したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 総合計画で一基あたり3,800万円で盛り込まれているということですが、インターネットで調べてみたら、津波避難タワーということで直径3メートルの檣式で結構設置されているようです。私がお願いしたかったのは、後段言われた三重県大紀町で造られた錦タワーを想定しています。これは高さが21.8メートルの鉄筋コンクリート製の建物となっています。5階建で基礎が6メートル入っており、収容人員が500名となっています。事業費が1億3,800万円位と、意外と経費が少なく済んでおります。財源内訳を見ましたら、県の補助が2,064万円、起債は地域総合整備事業債で1億1,690万円、一般財源が100万8千円と非常に安価で建造されており、視察も非常に増えているということです。いずれにしても500年間隔の8メートル以上、大きいところでは10メートル以上の大津波が予想されますの

で、この辺も含めて冬期のことも考慮して、酪農展望台的ではない、錦タワー的なものに見直しをしてもらいたい。

4 点目に移ります。一時避難場所周辺に屋外拡声器が設置されていない所がありますので、早急に設置すべきと思うがどうかという質問ですが、さる5月24日に防災避難訓練がありました。初めて地域の住民の皆さんと霧多布湿原センターの方へ避難しました。解除の情報がどこからも聞こえてこないのです。茶内の消防団の方が見えられて解って帰ってきたわけです。緊急避難場所ですからの確な津波情報を伝えることによって、警報発令中に自宅に帰るということが少なくなると思います。町内の施設を調べたところアゼチ岬に設置はされていませんが、近々水取場に設置された屋外スピーカーから聞こえるかなと思いますが、無いのは霧多布湿原センター、榊町憩いの広場、丸山散布湖沼公園、旧貫人小学校前の4箇所かなと思っています。緊急に避難する場合、戸別受信機を携帯すれば情報を得られますが、持って逃げる方も少ないわけですし、情報をいち早く避難された住民に伝えるという意味では、必要と思われるので検討願います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 只今の屋外拡声器の設置のご質問ですが、現在海岸部、市街地についてはその地域の住宅に効率よく聞こえるように、農村部については地区会館や学校のそばに設置しております。只今お話がありましたように、津波の一時避難場所として設定しております高台は、アゼチ岬駐車場、榊町憩いの広場、霧多布湿原センターの駐車場、丸山散布森林公園、旧貫人小学校前です。アゼチ岬駐車場も水取場に22年度に設置した拡声器からかすかにしか聞こえないということで、4箇所につきましては、設置しておりませんので、考えております。避難している方々に現状がどのようになっているのかといった情報を伝えなければならないと考えております。22年度で海岸部のデジタル化が終了したところですが、引き続き農村部のデジタル化の更新を予定しております。財源的には、特定防衛交付金を使用させていただきまして、住民広報無線ということで更新してきたわけですが、屋外拡声器の設置場所につきましては、緊急時の避難場所では普段住民がいないために相談した際には特定防衛交付金は制度的にむずかしいと言われております。ただ、3月11日の大震災を受けて方針等も変わるかも知れませんが、色んな財源を見つけながら、早急に設置計画をしたいと考えていますので、ご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 是非そのように財源を見つけて早急に設置していただきたいと  
思います。個別受信機は湿原センターの事務所に設置されていますが、ホールに無いも  
のですから、解除の状態も解らないといったこともあり、総合体育館も同様と思いま  
すので、不足しているところには増設をお願いしたいと  
思います。防災タワーの関係です  
が、6月11日の北海道新聞の夕刊に津波防災で新法制定と言うことで記事が掲載され  
ていました。これによりますと、被災地だけでなく全国の海岸部の市街地にもこの新  
法を適用させるということで、自治体が計画を作ればハード事業についても対応でき  
ることが出てました。こういう制度を是非活用していただきたいと  
思います。

次に移りたいと思います。5点目ですが、災害対策本部が設置される役場庁舎は、昭  
和42年に建設。老朽化が進み、耐震診断が必要な施設であり、500年周期で発生が  
想定される大地震による倒壊の虞や10メートルを超える津波の襲来により流失も想  
定されます。このようなことから、役場庁舎を裏山に新築する計画を早急に検討すべ  
き  
と思います。住民基本台帳や戸籍データ等の保持が可能となりますので、今年度中にも  
「庁舎建設基金」を創設し、毎年1億円を積立て、5～6年後には、3階建ての庁舎を  
完成させ、その後に現庁舎を解体し、車で避難できる3ヶ所目の道路を螺旋ロータリー  
方式で造れるのではと思っています。厳しい財政事情にありますが、国等からの財政支  
援を要請し、取り組む遺志があるか見解をお示してください。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 災害対策本部が設置される役場庁舎の関係ですが、只今お  
っしゃいましたように役場本庁舎は昭和42年で既に44年を経過しております。昭和  
56年施行の建築基準法の改正により、耐震基準が改正されておりますが、それ以前の  
建物でございますので、耐震診断に基づいて、耐震化が必要な建物でございます。大き  
な地震での倒壊の虞や500年間隔の地震津波の浸水予想地域から多少離れていま  
すが、同様な状況であります。災害時の対策本部としての役割、被災した後の復旧・  
復興の拠点としての役割、通常業務の様々なデータはもとより、大切な住民基本台帳や  
戸籍データの保持を考慮するとき、耐震改修するより、場所はともかくとして、津波被  
害の虞の無い高い場所に新築移転した方が良いと考えております。第5期の総合計画に  
おいても最終年ではあります、平成31年度に新築に係る調査設計委託を計画して  
おりますが、震災を受けましてその時期やご質問のありました庁舎建設基金の創設、三本

目にあたる避難経路の設置について、総合的に財政状況等を考慮して、時期の前倒し等検討しなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 庁舎の建設については、一般財源で建てなければならないというところで、有利な起債が無いので、大変なお金が必要になってくると思ひます。今年で44年経ち、町内の公共施設で一番古くなっております。庁内のあちこちを見ますとひび割れが見られますし、増築もされていますので、住民へのワンストップサービスもできない状況にあります。そのようなことから、防災の司令塔という意味では是非とも検討と言う事ではなく、前向きに取り組んでももらいたいと思ひます。現庁舎が1,452平米で若干増築されており、2,000平方米位の建物でよいのかなと思ひていますが、仮にその規模でどの位の費用で建設できるのかお聞きをしたいと思ひます。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 庁舎の大きさについては、想定しておりませんので、試算等しておりません。当然防災の拠点という考えではあります。ただ、前段のご質問のありました仲の浜地区等の一時避難施設を早急にやらなければならないと考えておりますので、大事な拠点ではあります、防災対策の次になると考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 試算はしていないということですが、総合計画の最終年に設計委託で3,000万円を計上しております。これを前倒しして、早めに調査設計をして庁舎の規模や場所の特定をして、基金を積立てるとか、今からしていかなければ将来大きな地震があつて庁舎が潰れてからでは遅いと思ひます。ちなみに釧路町役場の平方米当たりの単価を出してみました。昭和63年の11月に完成していますが、面積が5,027平米、工事費が12億7,600万円ということで平方米あたり25万3,000円位です。22年度に基本構想を作り、27年度に供用開始をしようとしている岩内町役場は、23年度に設計業者の選定と基本設計をしております。24年度に実施設計をして25～26年度で建設工事や備品設備をするということで、庁舎建設基金を積んでおります。予定事業費は9億6,000万円、面積は3,600平米で平方米当たり26万6,700円ということのようです。仮に浜中町に置き換えると釧路町並みの規模であれば5億700万円、岩内町役場の平方米単価でいきますと2,000平方米で

5億3,300万円となると思います。これは一般単独債を用いるしか無いと思います。基金を積立てて一般財源を確保しながら、財政事情を加味していくしかないと思います。再度庁舎建設基金の創設或いはそれが可能かどうか前向きに答弁をいただきたいと思ひます。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** ご質問にお答えいたします。第5期総合計画の中では調査設計を載せていますが、これを作った段階では東日本大震災を想定して作っていたわけはありませんので、この総合計画自体変わってくるのだらうと思ひます。ご質問にあったように住民基本台帳や戸籍データは重要なものと考えています。それよりも大切なのは町民の命と考えていますし、これらのデータも再生できる仕組みを何らかの形で考えるべきだと思ひています。その前に避難タワーですとか、大きなものがたくさんあるわけですので、災害に強いまちづくりを作ってから庁舎と思ひております。決して建てないという事ではなく、災害に強いまちづくりが出来てはじめて庁舎に行くのかなと思ひております。避難タワーを含めてそちらが先と考えています。位置づけ可能性については後半になるかも知れませんが、そういう形で考えていきたいと思ひているところであります。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 副町長から前向きな答弁をいただきました。是非そのような方向で進めていただければと思ひます。最後の質問になりますが、6点目です。

防災避難訓練後の報道で、町内13～14地域ごとに避難計画を策定し、高齢者など災害時要援護者の避難支援を盛り込むことを検討しているとの記事が掲載されていましたが、どのような内容の避難計画にしようとしているのかお知らせください。これについては防災計画の見直しになると思ひますが、その折に被災地の支援活動に出向いた消防職員、NP 法人職員の体験を防災計画に活かす考えはあるか伺います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 避難計画の策定についてであります。北海道の沿岸市町村につきましては、2004年度から2017年度位にかけて津波被害想定調査を基に津波ハザードマップと津波避難計画の作成を求められております。当町といたしましても各地域に合わせました避難マニュアル的なものは考えておりましたが、前段にあります地域防災計画の全面改正が今年1月に終えたばかりです。それを基にした各々の津波

避難計画を策定したいと考えております。この後に大震災が起きたわけでその元になる国の防災基本計画ですとか、北海道地域防災計画等が順次見直しを予定しております。タイミング的には、町の防災計画もすぐ見直しをしなければならない計画となっていますので、それを直して津波避難計画の策定ということになると遅れてしまいます。浜中町の海岸一帯の人命を救うために、まず逃げる対策ということで国の災害対策基本法の見直しにより、整合性を図る必要がありますが、地域ごとの避難の方法、対象者の構成等がそれぞれ違っております。その地域ごとにまず逃げる対策を補強しようということでは避難計画にしたいと考えております。前段の質問にもありましたが、浸水地域に覆われている避難場所をどうするのか等地域ごとに見直しをしなければならないと考えております。霧多布地域については、商用電源が切れなければ外灯も付いており、「ゆうゆ」も明かりが付いていますが、他の地域では小さい外灯程度しか無いような場所もあり、電源が切れると真っ暗となりますので、上皇寺横の避難路に付けた様なソーラー発電で照明できる外灯を施設のない避難場所には付けなければならないと思います。各地域によって対応が変わってきますので、きめ細かく計画したいと考えております。その他にも地域によっては避難行動が速やかにできない高齢者等により状況も違っております。避難訓練の中でもそういった方の避難支援を町内会にお願いしたり、また、中には自発的に取り組んでいる町内会もあります。そういったことも地域ごとに盛り込めればと考えております。5月24日に毎年避難訓練を行っていますが、学生等の参加が無いので、大勢の方が参加できるよう訓練の方法も見直ししたいと考えております。後段の質問にありましたように、大震災に緊急消防援助隊として派遣された浜中消防署の職員が3名おります。湿原トラストのNP 法人職員の支援活動もありました。また、これからは町内の別のグループが現地に物資を輸送しようとする活動があると聞いております。それらの方の貴重な体験を地域防災計画や避難計画に活かすことは必要かと考えております。例えば防災会議等で報告会を兼ねて意見提言をもらえるような場を作りたいなと思っておりますので、ご理解いただきます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 総務課長から適切なご答弁をいただいたと思っております。一点確認ですが、北海道では本年度中に新たな津波浸水予測図を作成するということがあるようですが、本町のハザードマップに記された津波到達予測時間、浸水予測図、避難道路などの見直しを道と連動して行うのか確認して私の質問を終わりたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 北海道が作成するのは津波浸水予測図ではなく、500年間隔地震による津波高等のデータを作成し、各市町村に引き渡すというものです。そのデータをもとに各市町村が浸水予測図なり避難ルートのマップを作成することになります。北海道の浸水シミュレーションのデータをいただいた時点で、防災マップを早急に修正したいと考えております。時間的には今までの報道では、23年度中に作成し、24年度には反映できるようにということです。早めに対応したいと考えております。

**議長（波岡玄智君）** 川村議員。

**7番（川村義春君）** 私は、道が津波浸水予測図を作成して、各市町村に渡すのかなと思っていました。データによっては見直しをするということですので、是非そのよう  
にお願いをしたいと思います。以上で終わります。

**議長（波岡玄智君）** 6番中山議員

**6番（中山真一君）** 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第一点目に「学校等の津波警報時の避難マニュアルの見直しは」ということで質問させていただきます。3月11日、大津波警報発生時の当町の海岸地区の学校等での、園児・児童・生徒への対応はどのようにされましたか。各学校等には、避難マニュアルはありましたか。そのマニュアル通りの行動でありましたか。今後、このマニュアルの見直しは検討されていますか。今回の地震発生時当町におきまして、各学校での対応がまちまちであったのかなと思います。東北地方のようなことがあった場合、父兄から疑問の声がありました。実は私の体験談ですが、昭和27年3月4日十勝沖地震津波がございました。私は小学校1年生でした。10時23分頃マグニチュード8.1、震度5の地震がありました。この地震津波によりまして、当町におきましては、死者3名、被災戸数306戸とのことございました。私は地震発生時教室におり、すぐグラウンドに出ました。地震が収まった後教室に戻りましたら、心臓弁膜症の1人の児童が残されていました。その後全児童が体育館に集められまして、今から津波が来るので湯沸山に避難するということで先生に連れられて避難しました。その後市街が津波に飲み込まれる光景を目の当りにしました。今回の3月11日の津波の際の学校等の対応がいかがであったのか質問させていただきます。教育委員会の23年度の教育行政執行方針の中で「いつ発生するかわからない災害や事故、不審者などの不測の事態を想定し危機管理マ

マニュアル整備を図り、計画的に訓練等を行うことは子どもの安全を守ることに不可欠である」と書かれており、危機管理マニュアルの整備を図ることなので、お聞かせ願います。5月29日の道新の夕刊に東北3県で19の市町村の教育委員会が小中学校に対し、避難場所等を定めた避難マニュアルの見直しを指示しているということですが、教育委員会が各学校任せでマニュアルを作らせるのは如何なものか。我町においては、教育委員会が率先して作っていくべきと考えます。宮城県の石巻市では児童の7割がさらわれた大川小学校もありますし、別に学校に迎えにきた保護者共に犠牲となった児童もあるようです。我町の取り組みといたしまして、保育所、放課後児童クラブ、霧多布小学校、琵琶瀬小学校、榊町小学校、霧多布中学校、霧多布高校での対応につきましてお尋ねさせていただきます。霧多布保育所につきましては、地震の後、保育士の方々は児童に対してどのような処置をされていましてでしょうか。まずそのことをお尋ねさせていただきます。

**議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（杉澤正喜君）** 3月11日の霧多布保育所の避難の状況についてのご質問についてお答えさせていただきます。まず地震発生後霧多布保育所においては、午睡が終わって着替えの最中でありました。この着替えの最中の地震であったので、保育士からすぐ机の下や堅牢なもののそばなどに身を寄せるように指示をし、地震が納まってすぐ着替えを済ませて、避難の準備に入っております。その後4分後に津波注意報が発令されましたので、マニュアルにしたがって児童を親御さんに引渡す準備を進めております。28分後に津波警報が発令されましたので、残る児童8名を連れまして総合文化センターの2階に一時避難をしております。津波警報の場合状況によっては即高台に避難するということになってはいますが、当初津波注意報であったために状況としては、親に引渡す段取りをして、警報が入る前においてほぼ引渡しを終え、8名については総合文化センターに一時避難をし、その後「ゆうゆ」の方へ残る3名を連れて避難をしております。それから「ゆうゆ」で親御さんに引渡ししております。マニュアルにつきましては、津波注意報の場合は親御さんへの引渡しを前提としておりますが、警報の場合は、場合によっては保育士が判断して「ゆうゆ」に避難するとマニュアルに定めております。今回につきましては、通常の避難訓練、マニュアル通り対応できたと理解をしております。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番(中山真一君)** 霧多布保育所はマニュアル通りの行動であったと言うことでございますが、注意報の場合は父兄に引き渡すとのことですが、保育所は両親が働いているので、園児をあずけるのだと思います。注意報だからといって果たして良いのかどうか。今回については、その後警報になり、大津波警報になりました。これがもし東北乃至は500年間隔地震津波のように15～20分後に津波が来た場合に果たして親を迎えに来させることが良いのかどうか、今後マニュアルの見直しで検討しなければならないと思います。また、琵琶瀬保育所の状況はどうであったのか。保育所としてマニュアルの見直しはされたのか、今後どのようにする予定なのかお聞かせ願います。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** 確かにその通りだと理解しております。先ほどもお話をさせていただきましたが、状況判断は災害時には重要だと考えております。今まで阪神、奥尻、中越の地震の経験を活かしながら保育所の園児の保護にあたらせていただいております。即座に避難しなければならないということも想定しながら保育士等と相談しております。琵琶瀬保育所につきましては、榊町保育所との合同保育でした。霧多布保育所と同じように午睡の後でしたので、着替え時に地震発生となりました。榊町保育所については、地震発生後14分、琵琶瀬保育所については、19分で保護者が迎えにきたことになっています。今回の地震によるマニュアルの見直しでございますが、4月に今回の東北太平洋沖地震の経験を活かした形での見直しをしています。マニュアルを基本として、災害の状況に応じた臨機な対応をすることとし、入所式の際にはマニュアルの確認を親御さんともしております。この度の教訓に基づきまして、避難場所の見直し、外出している際の避難場所の確認を含めてマニュアルの見直しをしております。大地震による津波の場合は、まず子どもの安全、親御さんの安全も図ってほしいということで、即座に高台の方に避難をし、身の安全が確保されてから迎えに来ていただくようお願いをしております。万全とは言えませんが、今後もマニュアルの見直しをしながら園児の安全の確保に努めていきたいと考えております。

**議長(波岡玄智君)** 中山議員。

**6番(中山真一君)** 園児の安全を第一に考えてもらいたいと思いますし、昔と今では情報化、車社会となっておりますので、直ぐに迎えになるかと思えます。

次に霧多布小学校のことについて移らさせていただきます。霧多布小学校に行きましたら、学校が連絡する前に親が迎えに来たと聞いたのですが、特に校区の問題からすれ

ば一番遠い所で、仲の浜等橋の向こう側もあり、迎えに来るといのは如何なものかという疑問もありました。霧多布小学校、琵琶瀬小学校、榊町小学校の3校について地震その後の処置がどのようなであったかお知らせください。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（大澤文明君）** 児童生徒の当日の避難の対応がどうであったかということですが、海岸地区の6校についてお話をさせていただきます。

津波注意報の発表がありました。14時50分に直ちに児童・生徒・教職員はそれぞれの校舎の最上階に避難をしております。その後霧多布小学校・琵琶瀬小学校は電話等で保護者へ引渡しの連絡をしております。時系列でいきますと15時14分に津波警報が発令され、避難勧告となりました。榊町小学校は教職員引率で保護者へ引渡しをしております。霧多布中学校はこの時点で連絡を待たずに保護者が迎えに来られております。15時32分に大津波警報が発令され、避難指示となりました。散布小中学校・霧多布高等学校は保護者へ引渡しの連絡をしております。この時に迎えに来れなかった児童・生徒は各校ともそれぞれ一番近い避難場所・避難施設へ教職員が引率して避難しております。その後保護者と連絡をとって、引渡しが行われました。一番時間がかかったのが、霧多布高等学校で午後6時までかかっています。最短は10～15分となっています。この間教育委員会の指示ですが、津波注意報発令時にはスクールバスが14時20分に既に一便が運行しておりました。この一便を除いて霧多布小学校・霧多布中学校・霧多布高等学校、下海岸方面へのバスの運行は待機指示ということにしました。霧多布小学校を例にとりますと、注意報が発令と同時に3階へ避難をしました。スクールバスの子どもたちはここで待機させました。その後連絡網で各家庭に引き渡しについての連絡をしました。1人だけ連絡が取れなくて校長先生が「ゆうゆう」方へ児童と一緒に避難しました。琵琶瀬小学校は、即連絡をし、保護者が迎えにきております。ただ学校に来られない4家庭がありました。教職員が車で一緒に琵琶瀬展望台の方へ避難をし、治まってから保護者の方へお返ししております。榊町小学校は、先生方が地区ブロック別になっており、子どもを引率して各家庭へ引渡しをしておりました。ただ一件だけ保護者が不在でしたので、憩いの広場へ教職員と一緒に避難し、その後は浜中の改善センター方に移動して、避難されておりました保護者へ引き渡しをしたという状況であります。各学校まちまちですが、そういう形で引渡しをしたということでございます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですが、この際、暫時休憩します。

（休憩 午後 12 時 03 分）

（再開 午後 1 時 00 分）

**議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。中山議員。

**6 番（中山真一君）** 先ほど各学校での避難状況につきまして報告をいただきましたが、各学校にマニュアルがあってそれに基づいて対応されていたと思いますが、保護者への引渡しは第一のように受け止められました。霧多布小学校の父兄からお話を聞きました。地震のときは卒業式の練習中で、体育館の真ん中にいた生徒を即座に壁際に移動するように指示したというお話を聞きました。適切な指示だったなと思いました。その後注意報だったので、3階へ全員避難させたということです。連絡網を使用する前に父兄が迎えにきて、確認を取りながら引き渡したということも聞きましたが、地震がおきてから警報に変わるのでの二十数分の時間の中で、連絡をとることが可能であったのかなと思います。保育所の場合もそうですが、保育所というのは、親が働いているから保育所に園児を預けるとします。それを注意報の段階で直ぐ引き取りにくるように連絡するというのは、今後考えていかなければならない課題かなと思いました。子どもの安全「命」というのが、大事な問題だと思います。まずは避難させること。親・子どもの命を守る事が第一だと思いますので、保護者へ引き渡すという今のマニュアルを今回の震災を契機に見直しが必要であろうと私は考えるところであります。東北で行われている見直しでは、地震が起きたら直ぐ高台へと徹底しているようです。そう言うことがこれからは必要になってくると思うところでもあります。霧多布高校では大津波警報の最中に保護者へ通知したというのは問題があるのではないのか。3階や屋上へ避難させるのが第一であって、保護者の引渡しはもっての外ではないかと思ったところです。特に霧多布保育所は今年の4月から榊町の園児も来るようになりました。榊町から霧多布保育所へ迎えに来て戻る時間、榊町高台へ避難する時間を考えたときに果たして引渡しで良いのだろうか。霧多布小学校の仲の浜の父兄が迎えに来る場合、複数の橋を往復し湿原センターへ行くとなれば、橋の状態もわからないといった状況である。今回

の津波に対しては、防潮堤があったから道路にも家屋にも被害がありませんでした。これがもし、防潮堤が無かったら果たして親が子どもを迎えに来れる状況にあったのかどうか。この辺を深く考えていただきながら、今後これに対するマニュアルをどのように作っていくのか、学校によって違うと思いますが、現在教育委員会で考えている方向性についてお聞かせいただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 管理課長。

**管理課長（大澤文明君）** まずマニュアルのお話がありましたので、現在そのマニュアルがどういう状況で運用されたかお答えしていきたいと思います。浜中町地域防災計画を基本としまして、教育委員会では校長会及び関係職員で構成する策定委員会を平成17年に作りまして、審議をして学校防災マニュアルを平成17年4月に作成しております。これに基づいて各学校では毎年作られる学校経営計画書の中に危機管理マニュアルがあります。この中には津波等もありますが、児童生徒に係る怪我、不審者、食中毒、体罰、火災、地震津波の項目で危機管理マニュアルが作られています。マニュアル通りの行動であったかと言いますと、教育委員会が学校に示しております学校防災マニュアルは在校中、登下校中、夜間、休日で分けられていますが、在校中に災害が発生したときの地震・津波の際の取り決めがございます。まず児童生徒の安否確認、避難誘導、災害状況の確認をした後、保護者への引取り、又は引取りが困難な時は教職員が児童・生徒を引率しながら指定の場所、避難施設へ避難行動をすると書かれておりまして、マニュアル通りであったと思います。

このマニュアルは、地震津波のセットとなっており、震度6以上の地震発生の際を想定しています。今後このマニュアルの見直しを検討しているかということですが、各学校の避難行動等の状況から見直しをしていかなければならないと考えております。保護者への児童・生徒の引渡しもあり方をどうするか。高台などへの迅速な避難。低地にある学校の避難場所の選定。保護者に対する連絡のあり方など沢山の課題が浮かび上がってきました。各学校におかれている条件下のもとで解決しなければならない課題を今後マニュアルで見直ししていかなければならないと思っております。当然児童・生徒の命を守ることが大切なことありますから、今すぐできること、改善点を早急に検討することが大事で、直ちに実行に移さなければならぬと考えております。学校防災マニュアルの見直しも当然進めますが、課題が浮かび上がったものこれは実行に移していきます。教育委員会としましては、児童・生徒の命を守る、生き延びる教育をやっていくた

いと考えております。4月22日に校長会議を招集しまして、学校で考えた事を保護者にダイレクトにお話ししてみてくださいと依頼しました。一番大事なことは児童・生徒を安全な高台へ避難させて、その後二次災害を防ぎながら保護者と安全な場所で引き渡しが出来るような共通理解を求めなければならないので、お話ししてくださいと依頼しております。その後各学校から次のような回答がございました。霧多布小学校では、保護者へ直接引き渡すということではなく、避難場所を「ゆうゆ」に設定しました。兎に角「ゆうゆ」に児童を避難させ、そこで保護者に引き渡すこととしました。災害が沈静化後に引き渡すという事で経営計画書に入れていただきました。琵琶瀬小学校では、霧多布小学校と若干違い、先ほど議論のあった橋が存在します。津波警報が出ましたら保護者へ連絡をします。10分経過しましたら保護者の意向は関係なく、職員が琵琶瀬展望台に避難させます。その場所で児童を保護者へ引き渡すということになりました。榊町小学校では、保護者へ引き渡すことを基本としながらも、避難の発令があったときに5分を経過して引き渡しが出来なければ、琵琶瀬小学校と同様に教職員が憩いの広場へ避難させます。散布小中学校の近郊には裏山がありますが、校舎が3階建となっております。地域住民の避難場所にもなっていますので、校舎の3階に避難させます。それによりその場での保護者への引き渡しとなります。また、10メートルを超えるような津波が想定される場合は、裏山、茶内分岐方面の高台へ避難することを考えております。霧多布中学校は、低地にあります。短時間で津波が押し寄せたら避難できません。今までは校舎の2階へ避難というのが前提でありましたが、まず霧多布高等学校の3階に避難をさせ、災害が沈静化後に保護者へ生徒をお返しすることとしました。霧多布高等学校は、校舎3階へ避難をさせます。通学区域が広域であり、スクールバスは運行しません。その後の災害状況に応じて引き渡し等に対応することとしました。23年度につきましては、6校が取り組んで頂きましたが、短時間で津波が襲来した場合などの課題もあります。これをもとにして、教育委員会として学校防災マニュアルの津波の避難の方法を細分化したもので議論を重ねながら、最上位の浜中町地域防災計画も視野に入れながら、進めたいと思っております。学校防災マニュアルは今すぐ出来てはいませんが、6校については、災害があったときには、学校ごとの判断に委ねますが、今お話ししたようにまずは高台等への避難ということにしておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番(中山真一君)** 只今の答弁で、今までのマニュアルよりも震災後の対策については、児童・生徒の安全を優先した取り組みになってきているなどと思います。霧多布小学校が避難場所を「ゆうゆ」にして、保護者、児童、教員に周知したということですが、問題は周知をしたが、この訓練をする予定があるのかどうか。マニュアルは作っても訓練は絶えずしておかなければならないと思います。その辺はいかがでしょうか。それからもう一点、先ほど保育所の問題がありましたが、今後どう対応する予定なのか主幹のご意見も聞かせていただきたいと思います。それと冒頭に申し上げました放課後児童クラブなのですが、震災時に開催していたのか。また、放課後児童クラブのマニュアルはどうなっていて、見直しをしているのかどうかその3点についてお尋ねします。

**議長(波岡玄智君)** 管理課長。

**管理課長(大澤文明君)** 只今の避難の仕方をどうするのかというご質問ですが、これまで火災、地震・津波の避難訓練を各校とも年2回以上実施されております。ご指摘のとおり、火災は当然グラウンドを避難場所とし、その他の部分では、各学校の最上階に避難するのが今までのマニュアルです。霧多布小学校については「ゆうゆ」に避難する訓練を実施し、それによって避難に要する時間も多変って変わりますので、教育委員会としても各学校に指導していきたいと考えております。津波避難の3原則は、「想定にとらわれるな」「最善を尽くせ」「率先避難者であれ」ということで、日頃の訓練から大事ということを肝に銘じております。津波の防災教育ということで、継続していくことが重要です。これは各学校の教職員の協力が不可欠でありますので、教育委員会として強くお願いをして、子どもたちの生き延びる教育を今後とも進めたいと思っております。以上でございます。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課主幹。

**福祉保健課主幹(山口ひとみ君)** マニュアルを作ってもどのように訓練をするのかというご質問だったのですが、保育所では、毎月定期的に色々な想定を考えまして避難訓練を実施しております。今後も見直したマニュアルに沿って色々な想定の中で児童に不安を与える事無く訓練を実施し、実際の災害時には速やかに避難できるように努めたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 福祉保健課長。

**福祉保健課長(杉澤正喜君)** 避難の訓練の状況につきましては、只今主幹からお話があったとおり、状況に合わせた避難訓練を実施していきたいと考えております。今ま

でもそうですが、入所当初津波地震火災など災害に対する打ち合わせを父母とさせていただいておりました。津波注意報・警報については特に念入りに打ち合わせをしております。その上でマニュアルに基づいて、注意報の場合はお迎えをいただき、警報の場合もお迎えを基本としながらも、大地震・大津波が想定される場合は、子どもを連れて避難することにしてあります。この度の災害を受けまして、大津波の想定を加えましてマニュアルの見直しをしました。津波の場合は、親御さん自身の身を守っていただき、園児については、保育所が高台へ避難させることで保全を図ることにしてあります。各家庭に家庭版のマニュアル作成配付し、いつでも見られるようにしております。東北地方で古くから伝わる「津波てんでんこ」という教訓があります。これはそれぞれが高台へ避難して身を守ることが必要だという言い伝えであります。それについてもマニュアルの中に入れていただき、津波に対する意識を高めていただくようにしております。当然保育所ですので、お話のありました通り、お迎えに来られない親御さんのお子さんにつきましては、迎えに来られるまで、保育所でお預かりすることとなっております。今後におきましても教訓を活かしながら、最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。児童クラブについても同じような対応をさせていただいております。今回は学校登校中でしたので、開設しておりませんが、災害の場合は同じような対応で「ゆうゆ」へ避難するというようにしております。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** それぞれのマニュアルの見直しで対応を変えていくということでお話がありました。避難場所で「ゆうゆ」というお話がありましたが、霧多布小学校だけで児童128名、教員17名、霧多布保育所58名、保育士9名、これだけで200名強になる。今回の災害時「ゆうゆ」は脱衣場のシャッターを閉めたままでした。「ゆうゆ」の収容人数は500名となっております。児童が200名強入ると一般の住民はどうなるのか不安もあります。命が第一ですのでその辺の取り扱いもお願いしたいですし、シャッターを開けて収容人数を増やすべきではないかと思っております。この問題については教育委員会、福祉保健課だけでなく町全体として各課連携しながらやっていかなければならないと思っておりますが、その辺総括的に教育長なり副町長なりご答弁いただけますでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 只今の「ゆうゆ」の収容人数の関係ですが、3月11日の

避難者は470～480名で満杯状態でした。体の不自由な方や高齢者が中に入れなくて車の中で避難していた方も多数ありました。シャッターの件やテーブルの配置に関わるスペースの確保についての意見がたくさんあります。浸水地域にある避難場所、「ゆうゆ」の取り扱いを防災計画、避難計画の中で総体的に対応したいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 教育長。

**教育長（松本 賢君）** 今の「ゆうゆ」の関係ですが、霧多布小学校の児童が避難した場合は入れないことも想定されますが、調整しながら児童を安全な場所へ避難させるということで、教育委員会としての思いは町の防災計画に反映させていただいて、具体的に学校に引継ぎできるようにお願いしたいと考えています。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** 東日本大震災が起きた後、管理職会議の中で今回の震災に係る反省点・課題を出してもらおうという事で各課長にお願いしました。それを基に次に活かしていきたいと指示しました。その後学校、保育所の担当者による会議も開催いたしました。管理職の会議の際に防災に対するプロジェクトチームを作ることとなりました。職員は管内で一番危機意識をもっていると思います。ただ、それが統一されているかとなると不十分な所もあると思います。今後これを含めまして、プロジェクトチームの会議の中や本部としての防災の考え方を含めて徹底していきたいと考えております。特に防災避難訓練にあたっては、今後地域の方の協力も得ていかなければならないと考えておりますし、その関係でプロジェクトチームを中心に職員との会議、地域との会議を含めて避難訓練、防災があった後の対応を含めまして、万全を期していきたいと考えているところです。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** やはり何においても命が第一でございますので、その辺を十分配慮しながら取り組んでいただきたいと思います。次の質問に移らせていただきます。

町職員の他の町村との派遣交流は考えられないかということで、町職員を今年も道庁へ派遣しておりますが、道庁派遣ばかりでなく、せめて釧路管内の町村間での派遣交流は考えられませんか。また、退職者数と、新規採用者数はどのように推移し、今後どのように考えているのかお尋ねさせていただきます。まずこの5年間で道庁又はそれに属

する所へ派遣した職員は何名おりましたでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** この5年以内につきましては、今年は1名おり、13年度、17年度にも派遣しております。それ以前では、北海道の方からも相互交流という形で浜中町に来ていただいた経緯もあります。この5年間では今年度の1名だけです。派遣とは多少違いますが、平成19年度と20年度におきまして釧路根室広域地方税滞納機構へ2年間派遣しておりますし、来年度も派遣する予定をしております。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** 地域機構はそれとしまして、この1名の派遣につきまして、給料経費は全額浜中町負担だと思っておりますが、それで間違いないのかどうか。また、浜中町が給料を負担してでも道庁へ派遣する目的、メリットは何でございますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 前段の職員派遣の給料につきましては、浜中町が負担しております。北海道職員との派遣交流につきましては、道と市町村等の職員交流要綱に基づいて行っており、派遣、出向とか期間的にも1年とか2年の区分けがあります。浜中町では1年間の派遣を取り入れております。給料を負担してまでのメリットということですが、要綱にもありますように、北海道と市町村との緊密な協働関係に立った円滑な地方行政の推進並びに道と市町村の職員の行政能力の向上を図ることを目的ということとございまして、違う自治体へ行って仕事の仕方等を学んで浜中町へ役立てていくということになるかと思えます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** 町が給料を払ってまでも出している目的というのはそういうことだそうですが、それで私は考えるのですが、この浜中町に生まれて浜中町で育ち浜中の学校を卒業し、役場に勤務するとした場合、よその町の経験した事のない方にすれば、道庁に行かれるのは良い経験になると思えます。町政執行方針の中にも「能力と意識ある職員の育成に向けて、自己研鑽を促すとともに、職員研修の拡充を図り、職員の意欲や能力を最大限引き出すための計画的な人材育成と能力開発に努力してまいります。」と書いてありますが、この交流というのは、良い職員研修の場に成り得るのかなと思われれます。その中でまちづくりで言われることは、「若者、ばか者、よそ者」この人たちが必要だということで、その中に「よそ者」が入っております。やはりよそを見て経験

するのも大事だと思います。道庁へ派遣するのも良いですが、釧路町村会がありますので、各町村長で打ち合わせをし、せめて釧路管内の町村での相互交流をすれば、人件費の負担も無くなりますし、仕事の面でも負担が軽減されます。そういった派遣交流は考えられないのかお考えをお聞かせください。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 前段おっしゃいました浜中町で生まれ、地元の学校を出て浜中町役場に勤めてというのは、私も典型的な一人で、所謂「井の中の蛙」と言ってしまうまでもありますが、今おっしゃいました釧路管内での派遣交流は考えられないかということですが、別な町に出向いて行政のあり方を勉強してくるというメリットはあるかと思います。ただ管内に限って言いますと部署によっては違いますが、普段から色々な意見交換をしております。協議会等を設立しての交流、制度改正がある度に説明会等でも同席しますので、人事交流、意見交換の場はたくさんあります。事務については必要性は無いと考えております。北海道には派遣していますが、むしろ道内でも道外でも先進的な取り組みをしている市町村に派遣する方が行政能力の向上に役立つと思います。総務課でも管内人事担当者の意見交換の場がたくさんあります。その中で他の町村に打診はしてみます。他の町村が興味を示すようであれば全体の中で話しをしながら、進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** よその町村と話し合いをしてみたいということですが、その中のメリットを探しながらやらなければならないと考えます、言いだっしへの浜中が是非やるべきという形で持っていかなければ、相手は賛同してくれないと思います。先ほどの答弁を聞きますと消極的に感じますし、でなければ先進地との交流を実現できないのか、今後職員研修の問題として多いに研究していただきと思います。私の提案が取り入れられそうにないと感じますが、副町長の考えをお聞かせください。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** ご質問にお答えしたいと思います。

職員研修につきましては、釧路町村会が中心となって初級から各種研修制度がありまして、積極的に行っていると思います。それは総務課を中心に行っています。私も町村長会議に出席していますが、この職員の相互交流というのは、先ほど申しました釧路広域地方税滞納整理機構ですとか、後期高齢者の機構ですとか、職員派遣に悩んでい

るのも事実です。職員数の減少によるものと思いますが、1年～2年の長期研修に出すのに悩んでいます。首長の中の話題にならないと感触ではしています。ただ、浜中町の職員を受け入れて参考にしたいという町村があれば良いのですが、逆にそうならなければ呼んでもくれません。管内の総務課長会議の中で話題提起して、実現の可能性はわかりませんが、将来的には有り得ると思われます。それが議員言われております研修につながると考えます。まず総務課長会議に提起し、話題となれば町村長会議等に諮られることとなりますので、進めていきたいと思ひます。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** 副町長からご答弁いただきました。各町村とも職員数の減少により、苦勞しているということで、我町も年々職員数が減少していますが、過去5年間定年退職者数が何名でそれ以外の退職者が何名で、それに対して採用者が何名であったかお知らせいただきたいと思ひます。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 5年間では、平成18年度退職者が7名、内定年退職が4名、普通退職者が1名、死亡退職2名です。新規採用者は1名です。平成19年度退職者が9名、定年退職者4名、勸奨退職者が2名、自己都合が2名、特別職に変わられた方が1名です。新規採用者は3名です。平成20年度退職者が6名、定年退職者3名、勸奨退職者が2名、自己都合が1名です。新規採用者が1名です。平成21年度退職者が4名、定年退職者が2名、自己都合が2名です。新規採用者が4名です。平成22年度退職者が5名、定年退職が2名、自己都合が2名、死亡退職1名です。新規採用者が3名です。合計では、定年退職者が15名、自己都合・勸奨が12名、死亡が3名、特別職昇格1名の31名となっています。新規採用者は12名です。5年間で19名が減少しています。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番（中山真一君）** この5年間で定年退職者が15名、それを含めて31名が退職し、新規採用が12名だそうですが、定年退職数だけ見ますと平均化されていますが、聞く所によりますと、再来年以降結構増えるということです。今後5年間の定年退職者数を教えてください。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 平成23年度が2名、平成24年度が7名、平成25年度

から平成27年度がそれぞれ6名となっております。その後平成28年度は7名、平成29年度は10名となっております。

**議長（波岡玄智君）** 中山議員。

**6番(中山真一君)** 来年は2名ですが、その後は相当増えていくと思うのですが、将来の採用計画はどのようになってくるのでしょうか。この質問をしたのは、退職するのはしょうがないと思いますが、採用の方は平準的な採用を考えて職員構成を考えていくべきと思うからです。計画乃至は考えがあるかお尋ねします。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長(上田幸作君)** 町では定員適正化計画ということで職員の数の適正化のために業務に支障の無いよう、職員の数を計画的に考える計画がありますが、定年退職者の3分の1の新規採用としています。職務の停滞を防ぐとともに、人件費の抑制の目的もあります。そういった意味で職員の総数も減ってきているわけです。それは定年退職者の3分の1を基準としていることから、どうしても自己都合等の退職の関係で予想を超えるものとなっております。業務の支障にならないように、人員を補充しなければならないので、平成21年度より3分の1を若干緩和しました。年度により極端なばらつきがないように考慮しながら行っております。採用計画の数字はありますが、それに捉われず人員配置を考慮しながら、採用人数を平均化するようにしていきたいと思います。ただ技術職は別枠ですが、事務職については釧路管内の町村会の試験の中で考慮していくものです。例えば来年5名欲しくても、合格者がそれを下回ることもあります。逆に採用予定者を上回る合格者があった場合は考慮しながら、優秀な人材を確保したいと考えておりますので、ご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 8番竹内議員。

**8番(竹内健児君)** 同僚議員から防災計画については、色々質問がございました。私も同じような質問になると思いますが、なるべく観点を変えながら質問をしたいと思えます。まず第一点目ですが、3月の議会中に東日本大震災が起きたわけがございます。その二ヵ月後に防災計画の内容が私どもの手に届きました。それに基づいて色々質問したいと思えます。東日本大震災にありますように、その後の計画を見直す必要があるかどうかについては、先ほどの答弁の中で見直すということですが、見直す場合の前提をどのように考えておられるのか。発生場所ですとか、地震の規模をどの程度想定しているのか。そのことによって、浸水がどのように見直されるのか。その点についてまず伺

いたいと思います。いままで、日本海溝から千島の海溝の大地震が起きた場合にモーメントマグニチュードという表し方に変えられているのですが、その違いについても説明  
願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長(上田幸作君)** 浜中町地域防災計画が5月に配付されたということですが、2月に北海道防災会議の承認を得まして、言い訳になりますが、3月の議会の終了後にこの内容をご説明しようとしていたのですが、残念ながら11日に震災が起きて説明の機会をなくしたわけでございます。見直す場合の前提となる発生場所、規模についてですが、北海道が作成しております地域防災計画の中では六つの地震を想定していますが、その中で浜中町に被害をもたらすであろう三つの地震を想定しております。一つは北海道の東部海域でマグニチュード8.25、浜中町で想定される震度予測は震度5弱、強い揺れと津波を警戒しなければなりません。津波は地震発生後20分で到達して6メートルに達すると想定されています。二つ目は釧路北部の内陸、場所で言いますと弟子屈町付近を震源とする地震を想定しており、マグニチュードは、6.5、浜中町の震度は4以下、内陸ですので津波の想定はしていません。三つ目は日高中部、浦河沖を想定しております、マグニチュードは7.25、震度は4以下としています。これについては、内陸であれば津波の心配はありませんが、場所によっては海沿いになる可能性がありますので、襟裳岬を回りこんでくる津波を警戒しなければならないとしています。

浜中町の地域防災計画では、三つの地震を想定した避難対策にしております。今後どのようなことになるかということですが、新聞テレビ等で報道されているとおり、もう一つ500年間隔地震の想定があるのですが、根室沖釧路沖十勝沖さらに日高沖まで拡大して想定を見直すとしております。浜中町でもそれに合わせた形で見直しをしようと思えます。ただ500年間隔地震津波につきましては、大きすぎて想定ができないということで、地震の規模を想定しておらず、津波だけを想定してしましたので、今後見直す場合にどのようなことになるのか不明です。この度の震災では津波はもとより、地震による液状化の影響がございました。地震で被災している箇所も相当数ありますので、地震も想定して見直すのか今のところ不明であります。モーメントマグニチュードですが、それについては、承知しておりませんので、申し訳ございませんが後ほど調べて解ければお知らせしたいと思いますので、よろしくご理解いただきたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8 番(竹内健児君)** 質問をしたのは見直す場合にどの位の規模を予想しているかです。なぜ必要かと考えた場合どのくらいの水深になるかとか規模が中心にならなければならないと思います。一番間近で起きている東日本大震災これはマグニチュード9で、一般的にマグニチュードは解りやすいが、ところが日本海溝、千島海溝周辺の海溝型の地震というのは、モーメントマグニチュードで表わされており、計画書の中にもそう表わされています。それでどういう意味かと思ったわけです。私は一般向けに表わす場合にはマグニチュードにした方が良かったと思います。モーメントマグニチュードというのは、かなり専門的な用語のようです。海溝の岩盤がどれだけずれたかということから計算をして、地震の規模を割り出す方法で、すぐには割り出せないようです。普通のマグニチュードは、地震の波で表わすことのようにです。ここに書かれていますので、その位はおさえてほしいと思います。どの場所で起きるかということも大きな問題だと思います。その場所によって避難の体制も違ってきます。ここに防災マップがありますが、大きく見直さなければならないと思います。規模がどうかという事とどこで発生するかという事と津波の高さがどれ位予想されるかによってかなり避難体制は変わるだろうと思います。三陸沖の9.0これが直接今私たちが体験している内容です。それ位は想定しないと駄目だと思います。場所としては、釧路沖や根室沖となると相当きちんとした体制をとらないと間に合わないと思ったので質問をしましたが、その点ではまだはつきり道や国の方から出てないということなのではないでしょうか。まず私はそう言うことでは無く、直前で起きている地震を体験した最大のものとして、この近海で起きたことを想定した見直しをする必要があると思いますが、その点はいかがですか。

**議長(波岡玄智君)** 総務課長。

**総務課長(上田幸作君)** 確かに地域防災計画や防災マップを作成する段階の浸水域、時間、津波高は想定のもとに作成しています。これは北海道が調査シュミレーションしていただいた数字をもとに作成しております。場所や規模を北海道や国で見直そうとしているわけですが、これを浜中町単独で調査することは財政的にも不可能ですし、基礎となるデータは北海道から頂こうとしております。北海道もそのつもりで太平洋沿岸、日本海、オホーツクと見直すと思います。3月11日の規模位は想定しなければならないということですが、想定という言葉はあまり使いたくありませんが、その想定でも大丈夫かとう懸念もあります。やはり学者さんなり、専門家が出した数字を根拠に作るかと考えております。東日本を襲った大震災のようなものが北海道東部のどこで起きるの

かとかは素人では作れませんし、もし想定するとすれば、大きな地震が起こった場合には速やかに近くの高台に徒歩で避難するという原則とすることになります。津波高や到達時間が今のところどのようになるのかははっきりしていません。大きな地震が起きた場合は逃げる心構えでいただきたいと思います。防災計画に引用するのは北海道からデータを頂いてからと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 非常に問題があると思います。あくまで想定をするわけですから、それが現実的になるかどうかというのは別問題です。直近で起きている問題で東北地方で起きた地震が近海で起きた場合にどうなるのか位は考えなければならぬと思います。そのことを言ってるのですよ。予測が当たるかどうかの問題ではなくて、それを想定して波の高さがどれ位だから、今の構築物で大丈夫なのか考えなければならぬし、避難の体制は良いのかといったことになると思います。その想定が無いと防災計画はできないのではないですか。この防災計画も想定して作っていつているわけでしょ。もう一度答弁願います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 北海道が想定する津波の高さ、浸水域を待つて新しい防災計画に引用しようとしています。浜中町独自の想定はできませんので、専門家に作っていただく北海道の想定をもとにしたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 浸水域の問題にしましても、波の高さについても専門家の意見は当然聞かなければならぬと思います。前提が全く無くて、道なり国の想定を基に防災計画をつくるということになるわけです。そう言うことでいいのでしょうかね。私は違うと思います。先ほど「てんでんこ」のことを言われましたが、度々起こる津波に対して地元に住む人たちがこのままでは生き延びられないので、てんでに命を救おうと言う事です。年寄りがいて取り残されてもそれは気にしないと。気にしないとすると語弊がありますが、助けにいくと全滅してしまうというほどの規模なのです。とにかく自分の命を自分の責任でなるべく近くの高台へ逃げて1日でも命を長らえるということから、子孫を残すことから出てきた伝承なのです。こういうことで「てんでんこ」が語り伝えられてきたのです。全員助かった小学校とマニュアル通りにやって全滅したとこ

ると色々あるわけです。その経験の中で出来上がった「てんでんこ」というのがあるわけです。津波の問題というのは、一定の想定をしながらどう対策を取るかにあると思っております。町は道から規模と場所のデータがおりた時点で検討すると理解したのですが、そういうことでよろしいですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 500年間隔地震津波の想定高ですとかの数字は北海道が調査しました。そのデータをもとに想定しております。新たに3月11日の地震が起きたので、その想定を浜中町は見直すのかと言いましたら、浜中町独自で想定することはできません。やるとすれば相当の費用と期間がかかります。それは沿岸市町村単独では出来ませんので、北海道が行って各市町村にデータを配付するので、それをもとに津波防災計画、避難計画、防災マップを新たに作りなさいということでございます。その後「津波てんでんこ」のお話がありましたが、想定という言葉はあまり好きではないと申し上げましたが、想定して三陸海岸では10メートル規模の防潮堤を作りましたが、想定外で襲われました。防潮堤があるから大丈夫だとだれも言っていませんし、浜中町でも言っておりません。津波到達の推定の時間はありますが、普段から大きな地震がありましたらいち早く近くの高台に避難してくださいということを言っているわけです。浜中町で津波高等を想定することはできませんので、以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 私はそうであればこの質問については、それ以上突っ込めないわけです。見直すと言いながら想定がまだ出てこないということですから。答えられないのなら答えられないと言ってください。質問を変えます。災害の対策本部が現在の場所でも適当かどうかという問題が出てくるわけですが、現在の防災計画の中で、これ以上の津波が来た場合に耐えられるかどうかという点ではどのように考えていますか。本部というのはあらゆる状況を察知して、指示を出すところです。それは海の状況が解るとかそういう場所でなければ指示は出せないと思います。茶内の支所に本部を作るというわけにはいかないと思います。その辺については、どのように考えていますか。10メートル以上の津波が来たら耐えられないからどこどこに考えているというような事はありますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 災害時対策本部となる役場庁舎をどのように考えているか

ということですが、ご承知のとおり今想定されている地域防災計画の中にも記載しております500年間隔地震津波の浸水域ではありません。3の通り付近までが浸水域として北海道ではシュミレーションしています。51年前のチリ地震津波の際もかろうじて旧役場庁舎は浸水しなかった経緯があります。ただ、防災マップに記載しているのは注意を喚起するため地域を拡大しています。10メートル以上の津波が来た場合は当然被災すると思われますし、役場が破壊されて機能が果たせなくなることはあるかと思えます。前段に他の議員さんのご質問にお答えしたとおり、築後四十数年も経っていますので、耐震化するよりも津波浸水域にほぼ入っておりますので、津波の虞の無い高い場所に移設したいと考えております。理事者が答弁したとおり避難施設の設置、新設といった課題がありますので、それを優先してその後になるだろうと考えています。海の見える個所への限定については、今は色々なデータが瞬時に届きますし、必ずしも必要ではないと思えます。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 本庁舎が駄目な場合はどこかへ移すという考え方はあるわけですね。それは茶内とかに移すという考え方なのか、この高台に或いは「ゆうゆ」にだとかそうゆうふうに考えているのかどうなのか。防災計画を見ますと現在が駄目ならどこかへ移すと書いています。マグニチュード9クラスのが来て津波が10メートル来た場合に第二の場所でも大丈夫なのかというのを聞きたいのです。あまり固く考えないでもらいたい。いかに住民の避難を確実にするかが大事です。当たるか当たらないではありません。その辺はどうなんですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 役場庁舎が被災した場合は移動を考えているかということですが、当然被災した場合は本部の機能が成り立たなくなりますので、どちらかに移動しなければならないと考えております。移動する個所については、この度の震災前の地域防災計画の想定ですが、霧多布大橋が通行不能になった場合に備えて総合体育館に第二対策本部を設置しようという計画になっております。ただ先ほど学校の避難先を見たときに、霧多布中学校、総合体育館は2階までしかありませんので、3階のある霧多布高等学校へ避難するという話をしたかと思いますが、津波被害の虞の無い「ゆうゆ」に対策本部の機能を移すなど検討しなければならないと思えます。そのためには今防災行政無線が役場庁舎の2階にあります。「ゆうゆ」に二重に使えるように機能を予め移し

ておく必要はあるかと思えます。被災した場合には「ゆうゆ」になるのかなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** ここが駄目なら総合体育館だと。規模から見てもあそこが持つが普通に考えても解ると思えます。総合体育館に本部を置いてその対策ができるかというのは私は非常に疑問だと思えます。この話はこれに留めておきます。

毎年避難訓練されていますが、豊頃町の大津と比べますと避難の規模は極めて悪いですね。全道で13パーセント位だと思えますが、大津では75パーセント位だそうですが、浜中の場合はどの位になりますか。特に今回は津波のすぐ後でしたので、どの位の避難率になっていますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 避難訓練につきましては、ここ数年間は20%程度の避難率となっています。この度の5月24日には200人程度増えておりまして、23パーセントの避難率となっております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**3番（竹内健児君）** 大津と比べますと地域も広いのでそうなるのか知れませんが、大津も津波の経験が在る所だと思います。今回の地震の後とはいえ、極めて悪いという認識を持たれていたと思えます。訓練を通じてどのように評価されていますか。どういう問題点があると押さえていますか。お聞かせ願いたいと思えます。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 訓練の問題点、評価ということでございますが、5月の臨時議会の際にもお話していたかと思えます。担当といたしましては、海岸地区のたくさんの方が参加していただきたく毎年チリ津波の被災日に併せて実施しており、仕事に支障がないよう早朝にこの23回行ってきました。時間帯、日程についてどうなのか見直しは必要かと考えおります。それを変えることによって子どもさんやもっと多くの方が参加いただければと思っております。ただこの目的は、津波から一刻も早く近くの高台に歩いて逃げるといった訓練に特化しているものでございます。例えば他の町村で行っているような消防、警察、自衛隊、海上保安庁等との共同による大規模な訓練ができればと思っておりますが、相当な調整規模が必要になりますし、時間も要します。今はいち早く自分の命を守るために避難するということに特化した形で行っておりますので、ご理

解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** なぜそういうことを聞くかと申し上げますと、実際の訓練の際に見てきました。これは一地域奔幌戸です。そこには一時避難所のようなものがありますが、公の物ではなく個人のもので中に入れなく、外側には風除け等も便所もないところ。たかだか30分程度で解除になりますので、耐えられますが、寒い日は大変だと参加されていた方が言うておりました。3月11日の避難の時は1時間や2時間ではないわけです。ああいう施設も何もないところはどうするのだろうと頭をよぎったのです。ついでに色々聞いてみたら、まず廃校の後の教員住宅がどうにかならないかということでした。病弱な人やお年寄りを入れるようにしてもらいたいということでした。そんなに高くないところであるが、雨風が凌げればよいということでした。暖房があり、毛布等があり、水道が使えるということになればかなりの時間避難できるということ。そう言う所がいくつもあるのではないかと思うのです。「ゆうゆ」の避難の状況は報道されましたし、新聞でも名簿を作成したとか苦労されているというのは解ったのですが、そこ以外の所は消防団員が1名ほど程度で対処しています。こう言う防災計画があるならばこれをもっと1時間や1時間半程度に圧縮した時間帯に今回の震災のように注意報から大津波警報に変わった想定で人員配置や問題点を検証する必要があると思います。もう少し濃密に行ってはどうかと思います。訓練とはいえ、凝縮してやれば色々な意見が出ると思います。避難弱者に関する意見も出てくると思います。そう言うものをかき集めて防災計画を作っていくと訓練の意味がないと思います。これだけ広大なところで徒歩で逃げることも難しいとなれば車で逃げることになります。車の台数も今回チェックしていますが、避難者の数からいっても最大でも1,000台かないと思います。一方通行も交通整理員に権限を持たせればできると思います。訓練を実践的にやる必要があると思うのですが、その点ではいかがですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 本番での避難所のあり方や避難施設のあり方、避難訓練のあり方等については、3月11日の被災を受けまして意見を含めてたくさんのお話がございます。防災計画の見直し、避難計画の見直し、防災マップの見直しについては、プロジェクトチームを作って一部取り掛かっているところがございます。さきの一般質問にもありましたとおり、実際被災地に行ってきた方のは話や、産業団体、消防、警察、

自衛隊、赤十字奉仕団、社会福祉協議会等の意見、提言を取りまとめた上で、人の命を救うための計画・訓練にしたいと思いますので、ご理解願います。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 奔幌戸地区は、橋が何箇所もあります。後静から幌戸までの区域と幌戸から奔幌戸までの区域があります。前者は浜中に避難できると思いますが、橋があればその間通行できなくなります。近海で地震が起きて逃げる時間がないという場合は、橋と橋の間のどこかへ逃げなければなりません。奔幌戸の場合は緊急避難施設が個人の物なので、教員住宅の空住宅の使用の関係も出てきます。実際に使える施設を整理して、避難所に充てるということについてはどうですか。早急に対策をうつ必要があると思います。トイレや風除けについては、そんなにお金がかからないと思うのですが。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** 避難と避難した後の対応を二ついっぺんに議論されているので、大変難しいのですが、大変避難率は悪いです。東日本大震災を教訓に少しでも参加率を上げることは大切だと思っています。一日24時間の内、災害が起きる可能性は家にいる時が大きいです。学校や保育所は練習しておりますので、そこにいた時の災害については、避難できると思います。家にいる時の訓練が今求められていると思っています。今回の訓練では、避難者名簿を作りました。実際に災害があったときには、これが生存者名簿になります。今後たくさん逃げれるような対策を避難訓練の中に活かしていきたいと考えています。今回の訓練では、一般の企業の方も参加されたようです。職場や学校への啓蒙普及を含めて一丸で逃げる訓練を一年に一回くらいあってもいいのではないかと、そんな位置づけにしたいと思っています。これから来る大災害については、いつ来るのか解りませんが、その本番に一步でも近づけるような訓練にしていきたいと思っています。災害がおきてどこかへ避難するという事になれば、町の職員及び消防団の力を借りて生き延びることを対策としてやっていきたい。そのことも含めてこれから不足している部分を強化していきたいと思っています。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 住宅の開放については無理なのですか。そのお答えが無いのですが。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 只今のご質問の空いている教員住宅や公住の利用について

は、順次対応するようしております。今回はおりませんが、避難されてきた東北地方の方が職員住宅を利用してありますし、実際は来られませんでした。二十数人の団体から相談を受けた経緯もあります。避難所としても空いている旧教員住宅を使いたいということであれば利用できると思います。ただ建っている場所が津波の浸水の虞が無いのかどうか微妙な位置にありますので、検討しなければならないと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 恒久的にはならないと思いますが、一時避難場所として地域の人たちの管理でできるようにすれば、教員住宅も長持ちします。そういう使い方を早急にやる必要があると思います。次の問題に移りますが、避難所の駐車場スペースを拡充しなければ無理ではないかと思っております。その点については、どうお考えですか。アスファルトにしなくてもスペースがあれば混雑するような状況にならないと思っております。もっと広いスペースを持つ必要があると思っておりますが、無理な話なのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 霧多布地域の避難所の駐車スペースの関係だと思っておりますが、3月11日の避難の際の「ゆうゆ」は相当の車の台数がありまして、道路沿いにも車があふれた状況になり、駐車スペースが足りなくなりました。昆布時期でなければ干場の利用、駐車場の拡充も考えていますが、早急には手をつけられませんので、もう少し煮詰めていかなければならないと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 是非そう言う対策をねっていただきたい。災害弱者の場合、福祉保健課あたりで避難状況、避難体制を常日頃抑えられているのかどうかお聞きしたいのですが。

**議長（波岡玄智君）** 福祉保健課長。

**福祉保健課長（杉澤正喜君）** 3月11日の災害弱者の対応についてですが、一人暮らし世帯については、避難時の確認、避難の援助対応という形で、希望している世帯は、10世帯あります。夫婦世帯で1世帯。障害者のみの世帯で2世帯ありました。各自電話で早急に確認しまして、自主的に避難される方が4人、電話に回答しないで不在の方が3人、他の方法で既に避難されていた方が2人おりました。実際に福祉保健課で送迎対応した人が1人です。夫婦世帯は自力で避難されております。身障の2世帯について

は、入院中の方が1名、2回避難するという方が1名おりました。寝たきりの高齢者につきましては、去年の5月に特別養護老人ホームハイツ野いちごと災害の一時避難に対する協定を結びましたが、マニュアルの中身の検討をしないまま3月11日を迎えてしまいました。急遽野いちごに受入れの依頼をし、了承を得まして9名の方の収容をお願いしております。常日頃色々な部分で対象者の把握に努めさせていただいておりますので、ご理解をお願いいたします。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 災害弱者の場合については、日頃の対応が必要ということですが、今回の震災の状況で東北の54施設中480人が犠牲となっています。40分避難する時間があったが、岩手県の大船渡の患者67人中14人が犠牲となっています。対応が中々大変なのです。この広大なところで年寄りが散在しているということになると、介護士だけではどうにもならないと思います。その地域のコミュニティがどうなっているか試されることとなります。地域の構築されていくことが大切だと言われています。細分化して災害があったときにどう対応するか求められると思います。是非今回の大震災の教訓を活かしていただきたいと思います。これは答弁いりません。

防災無線は持ち運びできるようになっていますが、本部と遣り取りできるのかどうか。携帯電話もつながらないといった場合、可能なのかどうか。また、避難した住民の通報ができるかどうかその点についてお答え願いたい。

下水道の終末処理施設の配電盤は地下にあるのですか、屋上にあるのですか。大津波に襲われたときに安全に稼働できるかどうかという問題にも拘ってきますが、津波を被った東北地方では下水道処理が十分できなくて悪臭がひどいようです。海岸沿いのクリーンセンターはどのようになっているのかお伺いしたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 防災行政無線の関係ですが、浜中町で主に使っております無線機は、同報系固定無線機と言われております。各家庭に置かれているものと屋外拡声機は一体のものとして同報系無線として設置しております。先ほどご質問にもありましたように、家庭に付けているものは、100ボルトの商用電源で動いておりますが、停電時や持ち出しに備えて電池を備えております。持ち出したものから通信できるのかという事ですが、通信はできません。浜中町の方から一方的な情報を聞き取りすることになっております。万が一地方で孤立した場合に備えて、主な8箇所の屋外拡声機の設

置個所の下にボックスが設置されており、受信機、送信機、バッテリーが装備されています。琵琶瀬住民センター、渡散布、丸山散布、藻散布、榊町、奔幌戸、貫人と本機に設置されており、ボックスを開けて操作すると通信できるようになっています。22年度の3月末でデジタル化が完了しましたので、地域の町内会にお願いして鍵を渡して通信訓練しようとしていましたが、災害の後に輻輳してまだできていない状況ですので、早急に行いたいと思います。通常避難所、水門やパトロールの際には移動系の無線を使用しています。車に固定しているものと持ち運びできるものを用意しています。災害時には携帯電話や固定電話の回線が寸断されますので、53台使用しております。8箇所の無線機は通信できますが、今回の震災を受けてきめ細かい通信機械の設置の意見もありますので、財源的なものを見ながら検討していきたいと思います。その他に普通の電話なのですが、主な個所に災害時優先電話というのを備えています。NTTが設定すれば発信が優先的にできる電話です。その他に孤立防止無線電話というのがあります。町内では、散布小学校、姉別南小中学校に付いています。これは衛星を使った電話機で、受信はできません。今までののは、町内の連絡手段ですが、北海道との防災行政無線が接続されており、有線と衛星の二方向で行っています。電線が寸断されても衛星で道庁の関係機関との遣り取りはできるようになっています。現状はそうなのですが、今回の被災を受けてもっと充実させるという事になれば、衛星の携帯電話があります。町内では救急車に1台装備されています。できれば役場本庁、「ゆうゆ」といった主なところに4～5台用意できればと担当では考えておりますので、ご理解いただきたいと思ます。

**議長（波岡玄智君）** 一問一答方式を取り入れているのですから、一問に対して親切にお答えするのは結構ですが、十答答えているような気概がございますので、質問者の質問に対して的を絞りながらご答弁いただきたいと思ます。

**議長（波岡玄智君）** 建設水道課長。

**建設水道課長（佐藤佳信君）** お答えいたします。霧多布クリーンセンター及び散布クリーンセンターにつきましては、電気設備を2階に設置しております。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 少々のことでは大丈夫ということで理解してよろしいですか。次の問題に移りたいと思ますが。

**議長（波岡玄智君）** 一般質問中ですけれども、この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時14分）

（再開 午後 3時40分）

**議長（波岡玄智君）** 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。なお、竹内議員申し上げます。一般質問の残り時間はわずか18分でございます。念のためにお知らせしておきます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** 農業だけでなく、漁業もその地域の産業、その地域も崩壊につながるということで、6月10日付けの日本農業新聞でJAが行っている署名が1,120万突破したということであります。農業団体だけでなく漁協や消費者団体とのネットワーク作りも広がってきているという事です。これだけの短期間で10人に1人という署名なのです。日本の国にとって大変な問題だと言われているわけがあります。TPPの中央会の全中の会長談話も発表されています。5月の末には日本農業委員会の会長会議が開かれて、ここでもTPPに反対する決議が採択されました。一方国の方は、進めるということをお願いしているわけがあります。こういう状況でありますから、二点伺いたい。端的に教えてください。TPPの影響というのは、浜中町でどのくらいあるか。試算された数字をあげていただきたい。もう一点は、庁舎にTPPに反対する意思表示の垂れ幕等を掲げるつもりはないかどうか。根室釧路管内では掲げているところがあります。本町も是非その意思を出してほしいということでもあります。この二点についてお伺いします。

**議長（波岡玄智君）** 農林課長。

**農林課長（箱石憲博君）** 只今のご質問にお答えいたします。議員ご質問のとおり、TPPが実施された場合、農林水産省は日本農業の影響額は4兆1,000億円、北海道農政部は関連地域経済も含めまして2兆1,000円とも言われております。昨年釧路総合振興局が試算した釧路管内における影響額のうち、もっとも影響額の大きい酪農では、乳製品が輸入品と競合して品質的に差がないことから、加工向けの生乳生産がなくなることを前提に試算をしております。この結果釧路管内では、酪農生産額の85パーセントに相当する384億円が減少、この中には乳牛の個体販売も含まれているとい

うことでございます。また、関連産業では、504億円。この他地域経済への影響が962億円。酪農関連で実に1,850億円の影響があると試算されております。この試算結果をもとに浜中町の影響額を試算しますと生乳生産で73億8,900万円、地域経済で80億9,500万円、合わせますと154億8,000万円もの影響があると試算されているところであります。この他関連産業では、タカナシ乳業さんの関係で地域経済も含めまして、353億7,380万円の影響額があると試算されております。釧路総合振興局が昨年発表した試算額でございますけれども、浜中町の関連産業、地域産業を含めた影響額は、508億5,780万円にもなるとされているところでもあります。今申し上げました数字は、酪農関連のみでありまして、漁業関係、商工業関係を含めると当然これ以上の影響額が試算されるところであります。次に垂れ幕等を掲げながら断固反対すべきでなかろうかというご質問でございますが、昨年の11月に突然TPP参加が表明されましたが、関係する全ての方々が反対を表明しているところであります。本町もこれまで関係機関、関係団体が開催する集会、講演会などに積極的に参加し、強い意思をもって反対表明をしてきたところであります。昨年12月11日には、釧路市で開催されました釧路総決起照会に参加、2月20日には、釧路町で開催された釧根の農林漁業等地域経済を考えるシンポジウムにも参加、2月28日には、TPP1,000万人署名活動への参加、3月18日には、TPPを考える公開講演会に参加、5月26日には、全国農業委員会会長大会でTPP交渉への参加撤回を求める緊急決議採択しているところでございます。また、同日北海道農業会議所として国会議員に対するTPP交渉への参加を絶対行わないよう要望書を提出しているところでございます。また、昨年11月26日には本町議会においても意見書を提出するなど、全町が一体となって所要の反対行動、表明をしてきているところでございます。TPP問題は本町のみならず、全国的な大きな問題であり、一町村の行動よりも関係者、関係機関が足並みを揃えていくことが重要と考えております。管内でも垂れ幕を掲げている町村があるとおっしゃっていましたが、釧路管内で1町村ございます。この議会前に管内の独自の運動を調査したところ、ございませんでした。これは一町村だけでは無く、全国、全国的な自治体と一緒に反対行動を起こすべきものと考えている所であります。6月に参加表明しておりましたが、この度の東日本大震災で11月頃にずれ込むという報道もされております。今後当然北海道といたしましても、おそらく何がしかの運動が予想されているところでありますので、もう少し動向を見極めて行動をとっていきたいと考

えているところであります。以上でございます。

**議長（波岡玄智君）** 竹内議員。

**8番（竹内健児君）** TPPの関係では大変非常に努力されているという事は解りましたが、他のところが手を上げないから、皆が揃ってからと聞こえるのですが、浜中町は酪農王国ですから、率先して手を上げて、行動を示していただきたいと思います。垂れ幕云々を議論するわけではないですが、私はそれぐらいの価値観は十分にあると、今やらないで何をするかと実際に思うわけです。隣の別海町では早くから掲げています。浜中農協でも早くから旗を立てています。住民の目に入り、心を一つにしてこの問題に取り組むといった点では、是非率先してやっていただきたいということを申し上げて私の質問を終わります。

**議長（波岡玄智君）** 10番加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 3月11日発生の東日本大震災について質問します。始めは避難状況についてです。まず第一は、津波に対する町民の警戒感に甘さがあるのではないかという表題で次の質問をしたいと思います。地震が発生時刻は14時46分。浜中町において津波注意報が津波警報に変わり、避難勧告を出した時刻は何時何分ですか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 津波警報発表と同時に避難勧告を発令した時間は、15時14分になります。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 揺れがあつておよそ30分後のことでした。避難の対象地区は、海岸線何地区で、何世帯、総人数は何名になりますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 避難対象地域といたしまして、海岸線17地区であくまで住民基本台帳上の世帯数と人数ですが、1,428世帯、対象者3,898人です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 次に大津波警報が発表され、避難指示が発令されたのはいつですか。また、大津波警報が発表され避難指示が出されたのは、過去にありましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（加藤弘二君）** 大津波警報が発表され、避難指示が発令されたのは、地震発生から約45分後の15時31分に発令しております。過去に大津波警報が発表され

避難指示がありましたかということですが、過去に発令はありません。避難勧告、津波警報のみです。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 大津波警報というのは、避難しながら耳にしたのですが、これは大変なことになるなと思いました。あのチリ津波や十勝沖地震津波ですら、この大津波警報は出されなかったということでは、大きな津波が我町を襲うのだなと思いました。町民の初動がどうだったかということで、町が一覧表にしたもので11日の4時、およそ地震がおきてから1時間15分後の16時の段階で、それぞれの避難所にはどれだけの人数が集まってましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 11日の16時頃から避難所、高台等に避難されている方の確認をとれただけの数字ですが、例えば国道方面、知り合い等に避難されている方はカウントできないのですが、約796人という事で、対象人数の20.4パーセント程度の避難者数でございました。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 対象者人数の20パーセントということですが、この数字は町民がどういう気持ちでそこに参集したと想像されますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 14時46分の地震発生で議会の最中だったのですが、普段と違うような揺れを感じまして、その後津波注意報が発表され、津波警報が発表され、15時31分に大津波警報が発表されました。地震発生と同時にテレビを見たりしていた方が多数おられたと思います。東北地方の津波の押し寄せてる状況を見て大津波警報発令後の4時頃には、20パーセント程度ですが、いち早く避難されてたと感じております。普段の避難訓練の平均的な数字がこの20パーセント程度ですから、数字からいいますと避難意識の高い方がいち早く避難されたのかなと担当としては感じております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 私たち議会の方は、警報が発令されてから議会解散となり、庁舎を出て逃げたわけですが、1の通りを行き交う車のスピード感といいますか、緊迫感をもった行き来が成されているのを見て、これは本物だという意識を持っているなど

思いました。色々調べてみますと放送が聞こえた所は良いのですが、浜で仕事をしている人で地震や津波を知らなかったという人もおられました。町民にはどのような形で周知したのかお知らせください。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 住民に知らせる手立てということですが、ご承知のとおり浜中町防災行政無線を通じまして、北海道太平洋沿岸東部に津波注意報、津波警報が発表されたと同時に自動放送や避難指示の放送をしております。浜で仕事をしていて聞き取れなかった人がいたということですが、全町海岸地域には屋外拡声機を設置しまして、一部聞き取りづらかった水取場地区にも設置したところですが、それでもなおかつ聞き取れなかった場所があるということであれば、早急に調査して、避難所への設置と併せて検討していかなければならないと考えております。消防の方の周知の数はおさえていませんが、海岸線や津波の情報を確認するために広報していたと聞いております。聞こえていなかった部分については、調査しまして対処しなければならないと思いますので、ご理解いただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 聞こえなかった人は仕事に夢中になっての事かもしれませんが、人づてで解ったようですが、そういうのが、たくさんあったと思います。避難所、高台を含めて、避難した時点で最も避難率の高い時間帯の車両台数、避難者数はどの位で対象者の何パーセントにあたりますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 17時26分に水門に付いている水位計で最大波である第4波3.5メートルを観測しています。一番避難者数等が多かった時間帯は、18時30分で1,740人。対象者数の率から言いますと44.64パーセントでございます。避難所ごとの最大の人数はそれより多くて1,825人で、避難対象者の46.82パーセントの方が避難されております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 44.64パーセントということで、総数から見ればそうですが、やはり道路の途中で駐車しているものや広場に駐車しているものや、農家の知り合いに避難しているのを含めると80～90パーセントの人が避難していたと思いません。しかし、そのピーク時から避難している人が減ってる姿があるのですが、1時間後

の20時では何パーセントに落ちましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 11日午後8時の段階では、人数が894人で、22.93パーセントに減少しています。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** その3時間後の23時には何人に減っていますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（加藤弘二君）** 23時には649人、16.65パーセントに減っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 8時から11時にかけて3メートル以上の津波が観測されていたのは、何時でしたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 新川水門で17時26分に第4波が3.5メートルを観測した後、5波が18時14分頃3.3メートル、22時18分頃3.25メートルを観測しています。これは気象庁で正式に公表しているものではなく、あくまで水門の水位計で観測しているものです。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今の数字解るように午後11時の段階で避難所に待機している人数が16パーセントと半分以下になっているわけです。3メートル以上の津波が何波も押し寄せている最中に戻っていくという現象というのは、どういうことかということなのですが、それ以前に避難しようとしてもしない人間が町の中には居たのではないかと思います。そういう人間が目で見ただけで何人くらい居りましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 何人いたかということにつきましては、確認しておりませんので、お答えできませんので、ご了承いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 避難指示、避難勧告が出ている期間は自宅には戻れないと理解していますが、大津波警報が解除になり、避難指示が無くなり、津波警報が解除になり、避難勧告が無くなったのは何時でしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 大津波警報から津波警報に切替えになりましたのは、翌12日の13時50分です。津波警報から津波注意報に切り替わったのが12日の20時20分です。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 戻ってはならないのは、12日の夜の8時までで、避難所で待機していなければならない時間です。私は茶内のコミュニティセンターでお世話になりました。朝の8時には役場の関係者だけが残り、自分もルールを守り11時頃まで居りましたが、それ以外の方は全員町に降りていったと思いますが、町としてはそれをお認めになさいますか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 確かにそのとおりだと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** ここで問題にしたいのは、ルールです。防災計画を作ったらそれを守るというルールがあります。全然町民には理解されていないと思います。なぜそういうルールをやぶってまでも自分の家へ帰らなければならないのか、このへんについてどう思うか副町長答弁願います。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** 解りません。私どもは本部に居ましたが、本人に聞いてみなければ解らないと思います。霧多布地区とか海岸線地区に帰ったのかも解りません。違う場所に行ったのかもしれませんが、多分大半は帰ってきたのかなと思っていますけれども。答弁にならないかもしれませんが、解らないという回答しかできません。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 警報が12日の8時に解除されました。注意報はその日の13時に解除されました。この警報や勧告の意味が非常に軽く扱われていると思います。警報や支持命令よりも町民の自由勝手な判断の方が上に行ったと思います。警報・注意報を軽く見て良いものなのかどうか、町としてどのように考えていますか。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** 軽く見てないので、対策本部、職員を残したままにしております。災害があるかもしれないということで、私どもは残っています。町民を守る立場

で残っています。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 町の対策本部は、そういう姿勢でいるのですが、町民が理解できていないというのは、指示や勧告の意味が解っていないということです。逆に言えば大地震による津波の恐ろしさが理解されていないと思います。私はこの避難勧告は一週間続くと妻に言いました。それは起きた津波がアメリカの西海岸に反射してまた来るのではないかと判断しました。そうならなくて良かったと思いますが、あの大津波というのは、そういう類のものだったと思います。津波に対する町民の甘さというのがありますので、今度の津波防災対策の見直しの中で津波の恐ろしさを周知して、対策本部の支持を守って、自分たちの命を守っていくということが大切です。防災計画を見直す際、多くの町民と考えるような機会を設けて行う必要があります。今回は人身事故ありませんでしたが、津波が来た際のやるべきことを学ばせる格好の機会ではなかったのかなと思います。地域の懇談会などで皆さんと膝をあわせて話し合っていたきたいと思いません。次に移ります。

津波の被害状況についてお尋ねしたいと思います。公共共同施設の復興の見通し、その財源について質問したいと思います。港湾、漁港の崩壊も数十箇所に行っていると思いますが、その内二箇所についてお尋ねしたいと思います。一つは暮帰別漁船保全施設の復興についてですが、工事の着工、完成時期はどのような見通しになっていますか。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** 始めに暮帰別漁船保全施設の復旧の関係でございますが、この保全施設につきましては、霧多布港湾施設として国土交通省港湾局の公共土木災害の補助災害で復旧することで事務を進めているところでございます。さきに臨時会において、年度内の復旧ということでご説明しましたが、調査の結果、大規模な復旧工事が予想され、災害査定の日程から年度内の復旧は困難と考えています。これにつきましては、部分的な供用開始も視野に入れながら、できるだけ早期に復旧してまいりたいと考えているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今の件で財源と予算がいつ付く見通しなのかをお願いします。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** 財源の関係でございますけれども、今のところ7月の12

～ 15日の間に国の災害査定があります。7月の後半には災害復旧事業費と町が単独で行う復旧する事業がある程度決まってくると思います。災害申請は4億円を予定しております。町単独の部分についても、約1億円で、合計で5億円の復旧費を見込んでおります。補助災害につきましては、80パーセントの補助となります。残りの20パーセントにつきましては、公共土木災害補助債が適用になりますので、これの約95パーセントが交付税算入の措置となると考えております。単独の1億円につきましては、単独災害或いは道の地域政策交付金、過疎債を視野に入れながら現在検討しているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 暮帰別の保全施設は昆布漁の際に多くの方が利用されています。20日から昆布漁が始まりますが、係留場所は確保されていますか。荷揚げができる状態になっているか説明願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** この施設は昨年度の利用実績で申し上げますと、56隻の昆布漁船が利用しているところでございます。利用組合、産業団体と協議いたしまして、琵琶瀬湾側の霧多布港湾、霧多布地区の港湾、新川地区の川を利用する予定となっております。四十数隻が霧多布港湾を利用するというところで申請が上がってきているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 散布漁港の復興の見通し、工事の着工、完成時期等について説明願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** 藻散布漁港につきましては、当初被害額約1億5,000万円程度と見込んでおりましたが、5月26日に国の災害査定を終えまして、8月下旬以降の発注で年度中の完成を目指して現在事務を進めているところでございます。事業内容につきましては、物揚場が約36メートル、道路が約99メートル、事業費が約4,600万円の事業となりまして、これに対する町の負担は無いと理解しております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** この36メートルの個所は、2～3隻の船が係留されている所だと思うのですが、これについても係留場所は決まっていますか。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** 藻散布漁港につきましては、藻散布地区の漁業者だけの利用となっておりますので、対岸側の護岸或いは数年前に完成しました橋の上流部、これらを利用しながら昆布漁に対応していくという事で地域の方ではまとまっていると伺っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** ウニ完全養殖事業被害への対策について、質問したいと思います。琵琶瀬湾で養殖事業をやっている方へウニカゴやロープ類に補助が出たと聞いています。被害額がどの程度で、どの位の補助が出るようになっているか説明願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** 只今ご質問のありましたウニの完全養殖の災害復旧ですが、この個人の養殖施設につきましては、激甚災害法に基づき養殖施設災害復旧事業費により、被害額3,500万円のうち残存価格1,750万円の90パーセントが補助になってくると捉えております。ただしこれにつきましては、激甚災害の場合、養殖施設につきましては、地域の指定要件、被災要件等の課題もあります。今のところ要望している段階で補助は確定していませんので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今まで個人の生産手段には補助が出なく、何とか町や漁協が努力して補助が出るようにこぎつけた結果だと思えます。これが補助されるならばどんなにか漁業者が喜ぶか解らないと思います。その次に90人で行っているホッキ漁業の被害についてですが、船が11隻転覆して、総額どのくらいの損失に対して補助が出るようになったのか、説明願います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ホッキ漁業の被害の対策についてでございますが、たまたま今年度のホッキ漁につきましては、3月15日ということで予定をしておりましたが、この津波災害により、操業期間が相当遅れました。被災漁船も多数あったということで、最終的に漁業者の部会の中で被災漁船7隻を除く23隻、75名の方の乗り合わせで操業となったところでございます。被害に対する補填については、今のところございません。被災漁船や機器の修理については、順調に進んでいると伺っていますが、今

年5月2日に公布された共同利用漁船等の復旧支援対策事業は、漁船の購入に対して国が3分の1、北海道が3分の1、漁協が3分の1を負担しまして、漁業者にリースをする形となっており、浜中漁協では要望を行っています。この要望の内訳ですが、昆布漁船が2隻、ウニ漁船が3隻、ホッキ漁船が1隻、計6隻をこの事業を活用しながら漁業者の負担を軽減させるべく行っていくと伺っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** その6隻の船の所有者は、個人のものになるのでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** この事業はあくまでも漁協が事業主体となりまして、所有権は漁協が所有することになります。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 漁協が所有することになり、漁業者が使わせてもらって漁をするという理解でよろしいのかなと思いますが、ウニやホッキの個人のもので災害にあった場合に個人補償が難しい。自然災害を受ける環境に漁業者は晒されており、爆弾低気圧、台風、津波などが来るたびに胃が痛くなるというのが、実態である。何が来ようが自分の財産に保険をかけたりにして、負担がかからないような方策というのは考えられているのか、説明していただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** ご質問の漁業者の漁船や漁具等の財産の保全につきましては、基本的には漁業共済や民間の保険を活用して保全することになってはいますが、今回特に被害が多かったウニ養殖施設につきましては、漁業共済制度に適用にならないということで、漁業者の方も苦慮しております。これにつきましては引き続き制度改正を要望してまいりますし、可能であれば独自の補填制度或いは補助制度を視野に入れながら、検討していかなければならないと考えております。更に防潮堤の外にあります海産干場につきましては、できるだけ防潮堤の内側に整備していくような方向も検討して行かなければならないと考えております。用地の問題もあると思いますが、従前から行っています町有干場というかたちで整備して、漁業者にお貸しすることも可能です。できるだけ防潮堤の内側に干場、乾燥機の資産を保全することを漁業者にも検討していただきたいと考えているところがございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** なかなか補助ということになれば漁業者自身も負担しなければならぬということで、しかも大きな被害を受けるという場面もありますので、何とか良い方法で負担は軽く、補償は大きくといった方向で行かれるよう努力していただきたいと思います。次に進みます。この震災で床上浸水家屋が一戸ありまして、防潮堤の嵩上げ工事が成されていなかったようです。聞くところによりますと、土地の相続関係で古い話があつてのことだそうですが、ちょうどそこに波が来まして、30センチメートル嵩上げしていなかった所から入ってきたという、気の毒な状況があつたと思います。この嵩上げの工事は早急に進めるようになっているかどうか、その点について説明願いたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 水産課長。

**水産課長(野崎好春君)** 防潮堤の嵩上げ工事でございますが、浜中町の海岸線約18キロメートルに及ぶ防潮堤の改修につきましては、チリ沖地震津波後に緊急対策として整備されたところですが、建設後四十数年を経過して、計画的に施設の改修に努めているところでございます。今年度榊町地区の一部を残しまして、ほぼ完了する運びとなっておりますが、この度の津波災害において、一部未改修部分からの波により、床上浸水の被害があつたところでございます。現在施設改修と併せて建設当時の懸案事項となっております用地処理も一緒に行っていることから、施設の改修が若干遅れているということになっております。被災者の方にはお見舞い申し上げますとともに、早急に管理者であります北海道と協議しておりまして、7月の中旬までには、本工事はできませんが、大型土嚢を設置して仮設工事に対応することになっております。この用地につきましては、土地管理者との協議は整っております。ただ相続関係者が五十数人もいるということで、もう6ヶ月以上の時間を費やして相続手続きを進めておりますが、いまだかつて連絡がとれない方も居ますので、若干遅れていますが、できるだけ早期に手続きを終えて、本工事に入りたいと思っております。この工事費については、昨年度の繰越となっております。タイムリミットも今年8月くらいまでに事務手続きを終えなければ、今年度の本工事はできない可能性があり、厳しい状況にあるということをご理解願いたいと思います。

**議長(波岡玄智君)** 加藤議員。

**10番(加藤弘二君)** 工事の修復の件については、理解しました。なかなか難しい部分もあるようですが。災害の見舞金は、組合や町から受けたようです。これは被害を

受けた方の責任で嵩上げ工事ができなかつたようですが、工事する側の不手際ではないにしても、色々難しいことがあって工事ができなかつたようですが、町から責任者が来て一言お詫びの言葉もあつてもいいのでは思うのですが、この点のお詫びについての経緯は如何なものでしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 水産課長。

**水産課長（野崎好春君）** この度の工事ができなかつたのは、現在住んでいる方の責任ではありません。全然関係ない方の土地ですので、ご理解願いたいと思います。被災者の方に対するお見舞いの関係ですが、防潮堤の管理者であります北海道もいち早く被災者の方の所へ行って、お見舞いのことば、災害復旧についてお話をしているところでございますので、ご理解願いたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 次に移ります。被害を受けても全部自腹をきり、中には700～800万円の損失のケースもあるのですが、町として固定資産税や町民税の減額免除措置を講ずることも大きな支援になるのではと思います。自然災害によって大きな被害を受けた方に対する今言ったような補助を考えられないかどうかについては如何でしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**税財政課長（松橋 勇君）** 固定資産税、町民税の減額免除措置を講ずる考えがあるかについて、お答えいたします。国はこの度の東日本大震災による被害が、未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが実際納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるものにつきまして、緊急対応といたしまして、本年4月27日付けで地方税法の一部を改正する法律等の公布施行をしたところであります。本町におきましてもこれを受けまして、5月10日開催の第2回臨時会でご承認をいただきました浜中町税条例の一部を改正する条例を同日付で制定し、これに対応したところでございます。改正条例の概略ですが、附則に条文を追加する改正でありまして、自己又は自己と生計を一つにする特定の親族が所有する住宅や家財等の資産について、損失を受けた場合には、以後最大5年間の雑損控除を受けられる内容となっております。これによりまして、住民税が雑草控除の控除額に応じまして、軽減を受けられる取り扱いとなっております。また、平成23年東北地方太平洋沖地震災害による固定資産税の減免に係る取り扱い要綱ということで、本年5月1日付で制定いたしまして、当該年度分の減

免措置に対応すべく事務を執り進めたところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 今説明を受けましたが、該当になっている漁家は何件で、どの位の軽減措置が成されたかお知らせ願います。

**議長（波岡玄智君）** 税財政課長。

**税財政課長（松橋 勇君）** まず雑損控除でございますが、こちらにつきましては、災害が発生したのは平成23年でございますので、22年の確定申告は済んでおります。これに特例がございまして、22年の雑損控除を受けられるように遡及して、修正申告をする措置をしております。また、被災したと思われる漁業者、水産加工業者であります。把握している件数につきましては37件でございます。37件の内自ら申請を受けた件数が4件でございます。ただこの要領の周知の不徹底あるいは被災者の状況を勘案しまして、本来固定資産税につきましては、納期の7日前に申請をいただくのが我町の条例の基本ですが、状況を勘案しまして、職員が被災者全戸を戸別訪問して災害の状況を確認して、減免の申請の可能性を申請者に伝えるといった申請を促すような措置を今後とっていきまして、最終的な減免につきましては、固定資産税の納期第三期以降の固定資産税額で調整するような方向で検討を進めているところでございます。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** それは大変ありがたいことなので、是非戸別に対応していただきたいと思います。次に進みます。三陸沿岸の被害者と連帯して浜中町として、何らかの救済策を立てる考えは無いかということです。根室市は東日本大震災被災地等に関する条例という被災地に対して支援するという条例を制定したということですが、このことを知っていましたか。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 新聞、マスコミ報道もありますし、インターネットにも条例原文が載っておりますので、承知しておりました。以上です。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 根室市の考え方は、とつてもすばらしいことだと思えました。それは沢山やろうとしていることはあるのですが、港湾を使っている漁業者、サンマの外来船です。東北地方の外来船がやってきて荷揚げをしますが、全体の漁獲量の3分の

1を占めるとされています。三陸の船が来なかったら根室の漁業は大変ということで、根室に居住を促し、漁業者が自立して経営できるようなメリットを持ちながら、根室市も良くなるような取り組みで、すばらしいと思います。私は被災地に行ってきましたが、全く立ち上がれるような状況にありません。今も立ち上がりません。宮古市、山田町、気仙沼市、大船渡市、福島これらは浜中町とすごく関連があります。そこに行って現地を見て、自分たちに手伝えることはないか確認することが大事だと思います。今日朝から大震災の質問が沢山ありましたが、一人でも多くの方が現地の10メートルもある防潮堤の被災状況を見るのも参考になると思います。私は行政として一緒になって何かやれるものを見出してもらいたい。浜中町として理事者の方で視察団を出す考えはあるかお聞きします。

**議長（波岡玄智君）** 総務課長。

**総務課長（上田幸作君）** 只今お話がありましたとおり、浜中町としても昔からサケマス漁、サンマ漁などの漁業関係者や浜中町に福島県人会がありますように、福島県とも深い関わりをもつ東北地方であることは承知しております。今ご質問の視察団につきましては、考えてはおりませんので、ご理解いただきたいと思います。

**議長（波岡玄智君）** 加藤議員。

**10番（加藤弘二君）** 最後の質問になりますが、仮設住宅或いは家を建てることについてですが、町内の業者を回りました。最初に行ったのが茶内の製材所です。これらの材を使って仮設住宅や家の建設。

**議長（波岡玄智君）** 本日の会議時間は、議事の都合上予めこれを延長いたします。

**10番（加藤弘二君）** これについて、向こうの建設会社とJVを組むことによって現地の雇用促進にもつながるという構図が考えられたので、材木の注文はないかと聞きに行きました。ところが注文は一切ないとのことでした。大工さんを連れて現地に行く意向はないかと聞いたところ、中小企業が出て行く状況には無いということでした。すべて国に依頼された大企業がFP工法で建ててしまうので、私たちの出る幕は無いという事でした。全て上から決められて、都市計画もそのようになっているとのこと、悲観していました。向こうの町長や市長のところへ行って、一緒にやらないかという関係が持てないか。兄弟都市を結ぶといった地方の町と一緒に取り組むことが被災地を救う道になるという考えについて副町長如何でしょうか。

**議長（波岡玄智君）** 副町長。

**副町長（松本 博君）** 加藤議員の熱い思いというのは伝わって来ましたが、私の方の情報があまりに少ない状況の中でどう返事をしてよろしいか解りません。是非加藤議員からの情報、色んな情報を貰いながら考えていきたいと思いますが、ただそのことが向こうの町で求めているということであれば行き易いと思いますが、今の話では乗り込んでいって、一緒に手を組んでといったばら色には見えますが、是非情報をつかんでいきたいと思ひますし、そのことについて検討していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

---

### 延会の議決

---

**議長（波岡玄智君）** お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**議長（波岡玄智君）** 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

---

### 延会の宣言

---

**議長（波岡玄智君）** 本日は、これをもって延会いたします。

（閉会 午後 5時06分）

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議 長

議 員

議 員